

令和2年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

令和2年9月23日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和2年9月23日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時及び宣告者	開 会	令和2年9月23日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	令和2年9月23日 16時36分			議長	杉岡義信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光課長	市田精志	○	
	副町長	青柳良明	○	建設産業課長	石川久仁洋	○	
	職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱	前田早知子	○	人権啓発課長	増田好宏	○	
	総務財政課長	岩崎久敏	○	税住民課担当課長	石原千明	○	
	保健福祉課長	大西清隆	○				
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局 局長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会議録署名議員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和2年第3回笠置町議会会議録

令和2年9月9日～令和2年9月23日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

令和2年9月23日 午前9時30分開議

- 第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第2 一般質問
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） おはようございます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに就任いただくために、法務大臣に対し、推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問するものです。

御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。

税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和2年9月15日提出。

笠置町長 中淳志。

氏名 浦井紀代美。

住所 京都府相楽郡笠置町大字笠置にお住まいの方です。

以上です。

議長（杉岡義信君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

議長（杉岡義信君） 起立全員であります。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件は適任とすることに決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

議長（杉岡義信君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

本日は、大きく4つの問題について質問をさせていただきます。

1つ目の問題として、2016年度の地方創生の事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の補助金の問題について、質問させていただきます。

町は、調査報告書を作成をして、住民のほうにお知らせをすると、その前にまず議会に説明をするという旨の説明をされています。この報告書に対しては、いつ頃出されるのか。きちんと期限を決めて出すべきではないでしょうか。その点について、まずお伺いをいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金に係る問題でございます。本年3月12日に役場の中に調査委員会を設置させていただきまして、報告書の取りまとめを行うこととさせていただいております。当初予定していた時期よりも遅れていることは大変申し訳ございません。現在、最終案に関しまして、関係する機関、関係者、その表現等について、確認作業を進めさせていただいております。非常にデリケートな問題でもございますので、その報告書が出ることによって誤解が生じないように、また新たな問題が発生しないように慎重にさせていただきたいと考えております。

早ければ10月中にまとめさせていただき、住民の方、議会に御報告させていただき、ま

た住民の方々にも公表できるように準備を進めさせていただき、そのようなスケジュールで現在進めております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この問題に対して、認識を何点かお伺いしたいことがあります。

調査報告書をまとめられるということなんですけれども、大事なことは、事実の経過、経緯をきちんと具体的に説明いただくこと、そして、その対策、再発防止策や課題としてどういう解決策を講じられるのか、一般論としてではなくて具体策を打ち出すことが必要だというふうに考えています。

この間、この問題に関しては、関係者の方等、ほとんど語られていない、住民の方にも議会に対しても説明をされていないのではないかと。そういう問題があるというふうに考えています。その点について、調査報告書の中には具体的な経緯、それから具体策がきちんと盛り込まれるのか、この点をしっかり入れ込むよう求めます。その点について、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

笠置町役場としてやはりやるべきことは、これが役場の中のどのようなシステムに問題があり、そして職員のどのような意識、どんな資質に問題があったのか、そこが一番重要であると考えておまして、そういったところに関しまして、調査委員会のほうでも検証させていただき、課題を抽出し、対策を具体的に提示させていただき、その予定でありますが、既に監査のほうでも御指摘いただいている内容等がございます。さらに平成30年度以降、職員力向上プロジェクトにおきまして、意識改革、職員の資質向上、そして決裁等プロセスにおける諸問題について改善を順次進めてきております。

今回も、その延長線上にさらに充実させていただき、そのような観点で書かせていただくと同時に、本年度、既に年度の前半でございますけれども、職員全員に対しまして、危機管理の観点から、このような事案が発生したということの意識の共有、認識の共有を図る研修を実施させていただきました。後半に関しましても、そのフォローアップ等、順次進めさせていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

過去にも公金紛失した事件などもあった際には、具体的な策というよりは一般論として、今言われたような職員力の向上、質の向上、そのときも言われていました。それはもちろん、それ自体は取り組むべき問題ですけれども、特に今回の事案については、具体的なプロセス、流れを示して、その中でどこに一体課題があったのか、どこに間違いがあったのか、もしくは不十分さがあったのかということ具体的に示すことによって、具体策についてもプロセスが分かることで、それが効果的である、効果的な対策であるということが分かるというふうに思います。

以前の問題では、一般論的な対応だったというふうに考えますので、今回については、そこまで踏み込んだ形のをしっかりと明記をして、住民の方もしっかりと町がこの問題について取り組んでいると分かる内容のものにしてもらいたいと思います。この点について、再度答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、この問題というのは突然起こったというような問題ではございません。先ほども御指摘のありましたように公金紛失でありますとか、数々の不適切な事務処理等積み重なってきている、その中で発生してきているものだというふうに考えております。

初期の研修におきましては、いきなり大きなこういう事件や事故が起こることではない。その背景にある小さなミスであるとか、事務処理の違和感等について気づき、それをその段階で潰していく、あるいは是正する、そのことによって大きな事案の発生が防げるんだという危機管理のやはり鉄則、そういったものを今回、年度前半の研修では全職員に徹底させていただきました。その意識の共有といいますか、認識の共有ができているのかと考えております。

事案の具体的な中で起こったプロセスに関しましては、起案の流れ、そして起案の仕方等において、より改善が望まれるところがあるとして、そういった指摘もさせていただきながら、検証を進めさせていただきました。1回で研修が終わって、それで何もかも解決するというふうには思っておりません。これらの研修や人材育成、自己啓発に関しましては、継続して職員とともに私たちも一緒に考えていく、そういう姿勢が必要だと考えておりますので、年度後半、あるいは次年度も含めて対策を徹底してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

念押しということになりますけれども、過去の先ほど言われた事案の中では、あまりそのプロセスや具体的な問題点については、きちんと示されたということがなかなかなかったという中で、やはり今回については、そこまで踏み込んでもらうということを再度念押ししたいと思います。

この問題については、一部ですけれども、関係者の方にも少しお話を伺うということもしていますけれども、具体的な報告書はこれから10月中にはということを出されるということです。その中身をさらに精査させていただきまして、問題点や整理すべき課題などを求めていきたいと思いますので、この問題については、これで終わりますけれども、やはりきちんとした形の内容になるように再度求めたいと思います。

次に、2つ目の問題として、新型コロナウイルスの対策の問題についてです。

1つは、この町として、一律の給付というのはなかなか実行されていないということなんですけれども、実際にはいろいろな、例えばマスクの購入であるとか消毒液の購入で、家計の負担というのは、通常より増えているというふうに考えることができるのではないのでしょうか。また、よりよいのはアンケート調査や住民の声をしっかり受け止めて聞いて、その中で具体的な問題について対策をするというのも大事ですけれども、やはり本当に困っている方、困窮している方や、この問題で苦勞されている方に一日でも早い援助ということになれば、一律給付というのも対応として何らか考えるべきではないかというふうに考えています。

もともと特別給付金、1人10万円の給付は、そういう点から条件をつけずに1人当たり10万円を給付すると、実際には時間がかかってしまったという問題がありますけれども、やはり、まずは早く、取りあえずの支援をするという点から、この一律給付というものについては、どうお考えなのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

現在、事業者さんに対する援助、補助等の支援策を検討中ですが、何分、財政の事情が非常に逼迫しておりまして、まずはその根本的な問題から解決していくということから考えなければいけません。

基本的の方針といたしまして、今回の給付金は、将来に対する投資をしたいというふうに考えております。一律給付ということで、いわゆるばらまきというふうに言われていますが、それは基本的にはしないという方針で今まで進んでおります。ただし、今後、さらにコロナ

の第3波がやって来るというようなことがあった場合は、それはそれなりの対策をしていかなければいけないわけですし、恐らく国は第3次の交付金という形で、またお金が入ってくると思っていますので、そのときにまた改めて全事業の見直しをやりながら、適切な対応をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

これまで町は、例えば子育ての世代等については、給付をするという上乗せの対応であったり、休業補償については京都府の制度に上乗せをするという形は取られてきました。

しかし、やはりこういう制度から漏れる方、そして実際には、先ほども言いましたけれども、この新型コロナウイルスの感染の広がりの中で、特別にやはり出費が増えている部分については、手当が必要ではないかと、マスクは配布をされていますけれども、そういう点でやはりこの対応から、援助から漏れている方に対しても、やはり給付が要るのではないかと。少なくとも一律的に負担が増えている部分というのがあるはずなので、それに対する援助という視点はやはり要るのではないかと。その額がどれぐらいが適当かというのは、町の財政の現実の問題もありますけれども、全く考えないと、今後、第3波が来たらという形ではよくないのではないかとこのように思っています。

その点について、再度もう一度、どのように考えておられるのか、少なくともこの状況の中で、家計の負担はそれに対応するために一定負担が増えているという認識をお持ちなのか。私自身はマスクの当然購入量、消費量が大きいですから、その点について、考え方を示していただきたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問です。

先ほど申し上げましたとおり、現在、交付金の使途について、どういうふうな形で住民に対する補償と申しますか、補助ができるのかということは、担当各課とまず協議しておりますところですし、上がってきたところについて検討しているところでございます。全く何もしていないというような、そういうお話は一切しておりませんので、何らかの対応を考えたいというふうには考えておりますが、具体的に、ではどうするのかというのはまだお答えできる状況にはございません。財政規模、どの程度の余裕があるのかということも考えないといけないので、その中でしっかりとやるべきことはやっていくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

一般会計の補正予算のところでも言いましたけれども、なかなかスピード感、スピード感という言葉はよくないと思いますので、スピードを重視して対応を求めたいと思います。まだそこまでいっていないと答弁が、前のときの答弁も同様のものでしたけれども、10月には考えたいという答弁もありました。その点で、いつまでも具体策が出ないと。正直言います、新型コロナウイルス感染症が広がったのは、もうちょっと以前からなわけです。やはり対応としては、もっと速さを求めたいというふうに思うわけです。

私自身の感覚としては、なかなか進んでいないなど。もちろん全く何もしていないなどと言っているわけではありません。マスクの配布もされていますし、先ほど言ったような府の制度に上乘せをしたりとか、全く何もしていないということを行っているわけではなくて、実際まだまだ補償が、援助が十分でない、まだまだ弱いと、その点について、強化を求めているということです。

今の段階で具体策がないという、具体的に示せるものがないということですから、繰り返しても同じ答弁になると思いますので、この点については、これ以上追及はできないと思いますけれども、やはりスピードを持ってやっていただきたいということは、強く求めたいと思っています。

それから、さきの議会でも同様に求めたことですが、国や府は様々な補償、援助の対策をされていますけれども、この対策からなかなか光が当たらない、対象とならないような方というのが多々あります。これは以前の議会でも求めて、一定の時間がたっていますけれども、対応を求めたいんですが、例えば高校生というカテゴリーです。大学については一定補償するというものが出ていたりしているんですけども、なかなか高校生への支援というものが弱い。また持続化給付金、以前も言いましたけれども、5割減収というのが条件になっています。中小企業庁の特別持続化給付金のサイトを見ますと、2020年度、今年の1月以降で任意の月を選んで、前年の月と比べて5割以上減収している月と、それがあつた場合という補償なんです。なので、以前も言いましたけれども、2割、3割とそれなりに影響受けていても補償がされないという実態もあるわけです。

やはりこういう点、なかなか援助が行き届かないと。新型コロナウイルスの影響を受けているのに援助だけはもらえないと、これではやはり公平性と普段行政は言われていますけれども、その点については問題があるのではないかとこのように思います。この点については、

しっかりと対策を求めたいと思いますので、答弁をきちんといただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の質問の中で、事業者向けの支援の関係につきまして、答弁のほうをさせていただきます。

新型コロナ対策における事業者への支援制度につきましては、おっしゃっていただきましたとおり、現在も国・府の給付制度や融資補助など、様々な施策が行われているところがございます。笠置町でも、京都府の休業要請対象事業者支援給付金の給付を受けられた中小事業者等への上積み補助などによりまして、支援の充実を図ってまいりました。持続化給付金につきましては、申請が来年1月15日までとなっております。今現在、5割というような形に該当されない事業者の場合でも、また今後新たに給付の対象となる事業者等もあるかと存じております。ただ、現時点で対象となれない場合でも、そのほかにも受けていただける融資や補助制度もたくさんございます。

また新型コロナの感染防止対策につきましては、京都府のほうでも新たに複数の補助制度等を設けておられますので、対象となられる事業者には、こちらのほうを積極的に活用していただければというふうに思っておるところでございます。

今後も引き続きまして、笠置町といたしましては、商工会などとも連携をいたしまして、ホームページへの掲載や窓口でのパンフレットの配布など、各制度の活用について情報提供等努めてまいりたいと、このように思っています。どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この間、度々、この対策については聞いたりもしていますけれども、なかなか具体策が打ち出されていないという認識でいます。

先ほども言いましたけれども、いつまでもやっている、取りまとめているということではなくて、例えばこれとこれはいけるというものがあれば、きちんとそれはもう進めていると、あとは準備の段階であると、そういう段階まで本来なら進んでいるべきではないかというふうに思います。一般論だけで今調整中であるとか、これからやるとかばかりの答弁ではなくて、できそうなもの、進みそうなものについては、どういう段階にあるのか、こういうふうに今課題があって整理すればできるとか、そこまで踏み込んだ形でやはり示していかなければ、住民の方は、事業者の方は、一体どういう補償がされていくんだろうか、今一体どう進んでいるんだろうかということになると思うんです。だから、きちんともう少しそこまで踏

み込んだ形まで準備の段階も含めて、住民の方にも安心して進んでいるんだということを示すような形が必要じゃないかというふうに思います。今の段階ではまだということですから、これ以上は求めませんが、今後については、きちんとそういう形でやっていただきたいと強く求めたいと思います。

それから、持続化給付金は一度限りの、まだ申請の期限残っていますけれども、これも1回限りではなくて、実際の事業所の中ではかなりの減収になった事業所、100万円ではとても足りないような事業所等も起こり得る問題だというふうに思います。

町としては、新型コロナウイルス対策の関連予算、もちろん下りてきていますけれども、その一方でやはり国や府がやった制度についても、もう一度やるべき制度とか、もっとこうした補助が必要ではないかということについては、きちんと要望していくべきではないかというふうに思います。その点について、国や府への要望、その点についてどうか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。事業者等々に対する持続化給付金でございます。

府や国に要望されていますかという御質問なんですが、この件につきましては、町村会を通じて強く要望いたしておるという状況でございますので、御理解いただければありがたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

特に要望される際には、やはり町内の事業者や住民の方の実態を届けるということが結構大事な点になるかというふうに思います。私自身も様々な要望要求については、アンケートを取らせていただいたり、具体的にお話を聞かせていただいたものを取りまとめまして、ほぼ毎年ですけれども、府や、国に対しては毎年やっていますし、そういう要望をしています。そういう中で得た回答について、次は、ではこういう角度ではどうかと、こういうふうに言われたのでこうしますとか、そういう形の対策をしています。

例えば一例ですけれども、笠置山のガードレールの設置区間の問題について、設置するようにと府に求めたところ、いわゆる公募、府民共同型の事業応募されてはいかがかという提案が当局からありまして、私、それを提案させていただきました。それで今年、実施が決定ということになりましたけれども、様々な、やはり同じ要望を繰り返すだけではなくて、実態であったり、角度から求めていくということが必要だと思います。

このためにも、住民の方、事業所の方の声、先ほど商工会も通じて取りまとめていくというふうに言われましたけれども、そういう府や国へ要望する際の資料としても活用できるものをという意識で取り組んでいただきたいというふうに思います。この点について、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問に対する回答でございます。

先ほどの回答にもありましたとおり、商工会や観光笠置さんなど、町内の事業者関係について、大変困っておられるということは重々承知しております。現在、2次交付金の使途について、財政規模でどの程度の支援が可能なのかということを考えておるところですけれども、なかなかその金額が出てこないということで、10月以降になってしまうというのはやむを得へんというふうに考えております。決して何もしていないということではございませんし、議会が終わり次第、また商工会のほうで要望があるということなので、お話をさせてもらうことになると思います。

いろいろなところの声を聞いた上で、適宜必要なところに必要な手当を講じていくということが必要かと考えておりますので、御了承お願いしたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

私が求めていますのは、町の財政、もちろん今回は特別のお金が下りてきていますけれども、その中だけでもなかなか十分ではないという点があるというふうに考えるわけです。その上で、国や府に支援の充実や援助を求めていくべきではないかと、その中で具体的な要望については先ほども町村会を通じという表現でしたけれども、場合によっては近隣の幾つかの市町村と交渉に行くであるとか、そういう地道な取組が必要ではないかと。そのためにも、工夫が必要ではないかということで、先ほど住民の方や業者の声も取りまとめて、いろいろな角度からということでお聞きをしたわけです。

手だてを打っていただく、それはもちろんそれでいいんですけれども、要望活動としては、そういう心構えで臨んでいただきたいということを聞いたわけです。一応、その点について、当たり前のことではあるとは思いますが、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

取りあえず町内業者さん、それから住民の声を確認していくという作業をしないといけな

いということは重々承知しております。恐らく、もうすぐ第3波がやって来るんじゃないかということで、その対応もごさいます。遅れているというふうに言われておりますけれども、できることから順次手をつけていった、必要なところから順次手をつけていったという状況です。まだ若干、全ての対応策、対策について協議が整っているわけではごさいません。これは、1つは確かに商工会との打合せが不十分ではないかと言われれば、そのとおりでございませけれども、それについては、今議会が終わったらお話を伺いにいくということでお約束をさせていただいておりますし、その他の事業、どういった事業ができるのかということも、財政規模が確定すれば、その時点で、その用途をどういうふうにして具体的に使うのかということを決めなければいけません。せつかくのお金ですから、非常に有効な使い道をしたと考えておりますので、その辺は御理解いただきたいと思ひます。

また、内容については、改めて予算措置するということで、議会に提案させていただくということになるかと思ひます。その点について、また皆さん方の御理解を求めることになると思ひますが、今すぐどうのこうのということを説明できないのは、私自身もちょっと心苦しいわけですが、一生懸命やっけていくつもりでございませので、よろしくお願ひいたします。

それから、具体的な事例について、関係機関に要望してくださいということですが、それについては、また機会をつくって、しっかりとそのような要望を伝えていきたいというふうにごさしております。よろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど、ガードレールの設置の件でちょっと不十分な点がありましたので、正確に言いたいんですけども、もちろん私だけの働きかけでできたわけではなくて、関係者の方の努力もあったということはちょっと申し添えたいと思ひます。

それで、次になんですが、水道料の減免はしないということで、以前答弁がありましたけれども、これについては、例えば和東町では、8月から4か月間基本料金を免除するというごさされていますけれども、こうした対策というのは再検討の課題にならないのか、その点について答弁を求めたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 水道料金の減免についてでございませ。

最初から基本方針として、ばらまきはしないということを決めております。将来に対する

投資ということであれば、一定の水道事業に対する肩入れ等々できるかもしれませんが、一応職員のほうからは提案は出ておりますが、現在のところ、まだ内容について決めていないというところでございます。

他町村でやっておられるところがあるということですが、笠置町の水道会計を考えますと、単純にそれをやっていいのかどうか、タイミングの問題などいろいろ議論しておりまして、まだ何も煮詰まっている状況にはございません。水道事業については、今後将来のことも考えて、運営をやっていかんということなので、その点について、また何らかの形で住民にお示しをしていく必要もございます。単なる水道料金の一律減免ということは現在考えておりませんが、全く議題に上っていないというわけではございません。一旦お話をさせていただいてますが、何分、使えるお金がどれだけあるのかということも分からない状況なので、早急に事務方に、どれだけの予算措置できるのか、どれだけの予算の余裕があるんやということが出てこない限り何もできないわけですし、その辺について、御理解いただきたいと思っております。

非常に心苦しいんですが、早急に予算措置というものも考えていかないとできないということなので、必要とあれば臨時議会を開催してでも、予算措置についての説明をしたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほどから少し気になる点があるわけですが、投資的な、投資であればいいと、一律のばらまきというものは基本はしないということでは言われました。一般論としては、一律にお金をただただ出すというのであれば、税金を低くするとか、初めから取らなければいいのではないかと、それはもちろん一般論としての視点としてはあり得ることだというふうに考えます。しかし、今は新型コロナウイルスの感染症が広がっているという特別な状況なんです、一つは。

もう一つは、もともと皆さんが払っている税金ですから、それを援助のために使うということは当然の施策であって、それは否定されるものではないというふうに考えます。もちろん限られた予算の中ですから、何に使うのが効果的な援助になるのかという視点はあると思うわけです。そのための優先順位であったり、予算の枠の中でできないものが出てくるということはあると思うわけです。しかし、そもそも一律的な給付が駄目だという方針自体がどうなのかという点は指摘をしたいと思っております。その点については、ぜひ、今言ったような観

点から、先ほども度々言っていますけれども、やはり家計の負担はこの対応のために増えていると、一律に皆さん増えているはずなんです。そういう点から、一律給付というのもそれに対応した形であって、合理的なのではないかというふうに提案をしているわけです。なので、ぜひこの点については、考慮をいただきたいと思います。

それと、もう一つの視点として、特に営業をされている方、まだ具体的にはこれからということですが、特別な費用、対応が要するという事になっています。一般社団法人日本フードサービス協会と一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会の2つの団体の名前で、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン、名前は長いんですが、要するにガイドラインが出されていると。その中では、例えば飛沫を防止するために、レジとお客様の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫するであるとか、大皿は避けて料理は個々に提供する、従業員などが取り分けるなど工夫すると、特別な対応のために費用が普段よりもかかってくるということが起きていると、起き得るということです。

それで、全く援助をしていないというわけではなくて、商工会を通じて一部、例えば外の手洗いの水場の設置について、補助をいただいたということの声もお聞きはしていますけれども、やはりまだまだ十分ではないのではないかと。こうした援助については、当然、新型コロナウイルスの感染症、少しでも防いでいくという、そういう意味合いもありますから、ぜひ検討の課題として、またこれから声を取りまとめるということですが、念頭に置いていただきたいというふうに思います。

それから、ちょっと続けてになりますが、もう一つは、医院のほうで発熱外来等を設けたりする際等に、やはり外側の建物、例えば簡易的なテントでも構わないと思うんですが、にして、例えば防護服も準備をしてと、きちんとそういう対策を取ろうと思えば、医院のほうにも様々な費用等が特別にかかってくる、安全・安心のための対策をしようと思えばやはり援助が必要なのではないかとというふうに思っています。

そのためにも、事業者の補助、特別にかかる費用の補助と医院へのそうした発熱外来の検査体制に対する費用に対するの援助と、こうした援助をしていくべきではないかと。この点についてどのようにお考えなのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

医院の発熱外来の対策に対する補助ということなんですけれども、検査機関につきましては、基本的には非公表となっておりますので、もしそういったところで具体的なお話がまた出てきましたら、今後また検討していきたいと思えます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問です。

事業者がガイドラインに従って実施する対策費用についての件でございますが、事業者向けの支援制度として、京都府の中小企業者等事業再出発支援補助金、また中小企業者等緊急応援補助金等がございます。それらの補助金につきましても、募集の締切りがこの10月16日まで延長されております。まずはそういった補助金を御活用いただけたらというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ガイドラインに基づいた対応ということで、今言わせていただきました。そして、府のそういう制度がありますから、まずということで、そちらを活用いただきたいという答弁でした。

ガイドラインと言いましたから、そういう答弁になったと思うんですけれども、業者の方が、やはり積極的に様々な対応する中で、ガイドラインに仮にもしなかったとしても、こういうものはどうかとした場合の援助というものも、視点としてはあるのではないかと。そのために町も、先ほども言いましたけれども、国や府から、やはり制度の対象とならないところでも必要なものについては、課題としてきちんと念頭に置いてやっていかななくてはいけないのではないかと、そういう意味で質問をさせていただいています。そこはしっかりと認識いただきたいと思えます。

もう一つは、この対応については最後になりますけれども、特に職員の方の検査の実施です。職員の方、無症状の方でも、実際には感染している、陽性になる方というのが実際にはあるということでは言われている中で、安心・安全の行政の提供のためにも、職員に対してもやはり検査をして、陽性ではないとはっきりさせることが安心につながる問題ではないかというふうには考えます。その点については、どのようにお考えなのか、考え方を示していただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問でございます。

一応、町のほうで、職員またはその同居の家族に濃厚接触者や発熱者等が出た場合の緊急対策マニュアルというものを作成いたしております。無症状の方について、一律に検査をするという体制が現在、保健所のほうで取られておりません。何らかの形で、今後はそのような形で進むんだと思うんですが、現在新聞報道によりまして、全員の検査をするということではなしに、サンプル調査をやっているというような状態だと思います。おっしゃることは非常によく分かりますし、仮に庁内で、職員の中で感染者が出た場合、影響が非常に大きいということで、最も憂慮している事態ではございますが、現在のところ、保健所が濃厚接触であるというようなことを言われたときに対応するという形でしか、まだできないわけです。その辺については、御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この問題、どういうことかと言いますと、要するに発熱してからというのは、起きてから、分かってからの対応なわけです。やはり起きる前に防ぐという視点が必要だということで、言わせていただいています。

厚生労働省のQ&Aにも、発熱前ぐらいのときの感染力というのが強いというような指摘もされています。症状が最も強く現れるときです。最も高くなると。ただ、症状が明らかになる前から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されておりということで、例えばという事例もQ&Aの中には載っています。そうした視点で取り組んでいただきたいと、そういう問題だというふうに認識いただきたいので、この点をぜひ進めていくようにお願いをいたします。

あまりもう時間がありませんので、次の問題にいきます。

有害鳥獣対策についてですけれども、さきのところでも答弁をいただいておりますが、今の捕捉実態、実績、どれぐらいそれぞれ有害鳥獣なるものが捕獲されているのか、被害がどれぐらい削減されているのか、目標値に対してどれぐらい達成がされているのか等について、まず現状についての答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

被害の状況はどうかという御質問でございます。被害は、拡大はしていないと認識しております。例えば、イノシシ、鹿の被害につきましても、全域ではございませんが、金網柵な

どの設置により軽減していると認識しております。

猿については、家庭菜園や野菜、果樹など、被害の軽減にはなかなか至っていない状況ではありますが、連発花火や農家による追い払いにより効果が出ているというような事例も報告を聞いているところでございます。

アライグマなどの小型獣につきましては、被害は拡大傾向にありますが、捕獲実績で毎年高い捕獲成果を上げております。

捕獲の人数等でございますけれども、笠置町猟友会で有害鳥獣捕獲の参加していただいている方は4名参加していただいております。令和元年度の実績では、捕獲実施回数56回でございます。見回りや仕掛けなどの捕獲準備を含めると、出勤回数は222日、延べ537人の出勤をいただいております。目標に対してどれぐらいの捕獲ができているかということで、あくまでも参考ではございますが、平成28年度策定の鳥獣被害防止計画によりますと、令和元年度の目標達成状況としましては、イノシシが95%、ニホンジカが150%、ニホンザルが40%、アライグマは160%、ハクビシンが90%の達成状況となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、答弁がありましたけれども、大型獣の被害はそれなりにあるということで、ただ捕獲実績はそれなりにあるということでは言われました。

今、4名の方でかなりの回数出勤いただいているわけです。大分努力いただいているというふうには私は思います。しかし、やはりもっと人員の体制を増やせば、逆に言うと、増やすことができれば、もっと回数を増やしたり、たくさんの捕獲ができるので、もちろん無尽蔵に捕り尽くしていいということにはなりませんけれども、もっともっと捕獲も進められるのではないかというふうに思います。

被害は特に、猿に対しての果樹の家庭菜園に対しては、あまり被害が減っていないということです。特に猿が40%の目標値に対しては実績ということなので、やはり猿対策というものがもっと強化されなければいけないのではないかというふうにも思います。

いずれにしましても、今現在かなり頑張っている中で、それなりに捕れていますが、被害が極端に減ってきたところまではいっていないのではないかというふうに考えています。

そのためにやはり体制の問題であったり、資金的な援助の問題というのがあると思うわけ

です。町だけでは当然財政の限界がありますから、やはり国や府、特に府に対しての要望の取組が必要になってくると思うわけです。

これまで、特に府に対してはどれぐらい要望されてきたのか、どういう取組をされてきたのか、少しその点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、いろいろお話ししていただいた中で、不足がありましたら、また言っていただきたらと思います。

まずといいますか、猿に対しての捕獲が少ないのではないかとということで、やはり課題ではないかということではございます。令和元年度の実績としましては、4頭で40%の捕獲率ではございますけれども、参考に御報告させていただきますと、平成30年度は18頭捕られております。捕獲が増えれば被害が軽減できるかと、なかなかイコールでは進んでいかないうような状況で課題は非常に多いかと思っております。

また、捕獲、猟友会の方は4名で活動してもらっております。体制面が、人数が少ないから捕獲が進まないのではないのかというような御質問もあったかと思っております。確かに人数としては十分であるとは言えませんが、少数精鋭でフルに活動いただいております。これまでも捕獲があった場合、人手がなく行けないといったことは全くございませんでした。

先日、9月19日にも、防除ネットに鹿の角が引っかかって暴れている、そういった住民さんからの連絡によりまして、休日のお昼にもかかわらず、緊急に対応していただいた、そのような実績がございます。鳥獣の捕獲は、人数が多ければ必ず成果が上がるものではございません。連携や経験が不可欠であると思っております。そういったことで、いろいろ活動は、少ないですが、していただいていると認識しております。

また、捕獲活動に対しての資金面で、こういった取組といいますか、支援を求めているか、活用しているかというような御質問でございます。当然、そういう有害鳥獣捕獲の委託料というのは、京都府のほうでも補助されているところでございます。いろいろな保険関係も補助がされております。また、有害鳥獣対策協議会のほうで、国の補助金をいただきまして、これまでですと、捕獲おり等の購入を常時続けておるところでございます。またそういう捕獲おりを国庫補助金で活用した中で、人数の少ないところ、広域的な捕獲に対応できるよう、人数の少なさを捕獲おりで、数で工夫しながら対応していきたい、そのような取組をしておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

獵友会の方が努力いただいていることは、もう十分認識をしています。かなりの回数です。はっきり言って、これほど出ていただいているというのは、もう敬意を表するしかないというふうに思うぐらいです。

しかし、さらに体制を強化することができれば、例えば京都府なりのところから特別な捕獲員を雇うのに補助をいただけたりして、捕獲員を確保できるとか、増やしていくことができれば、さらに捕獲する頭数も増やせるのではないかと、そういう視点で質問させていただいています。もちろん、先ほど言われたように捕獲がかなり進んだからといって、単純に被害が減るかどうかという関係というのはあるとは思いますが、やはり4名の方はかなり御負担もいただいている中で、もう少し体制強化も必要なのではないかと、そういう視点で求めています。その点については、念頭に置いていただきたいというふうに思っています。

もう一つ、被害が特に家庭菜園、果樹の猿からの被害というのがなかなか減らないということで、これまで防護柵については、広域的な鳥獣害対策ということで補助をするということで、なかなか個人への補助という形が進まないということで言われてきましたけれども、さきの答弁では、関係の機関のところからも声が上がっているので、検討といいますか、そういう形で課題としては考えたい旨ありましたけれども、やはりまず畑を守るという点からいいますと、電気柵であったり、おりの設置について、柵の設置について、やはり個人に対しても保証して、しっかり守れるようにしていくことが必要ではないかというふうに考えます。

もう一つは、果樹だけではなくて、猿の場合は特になんですが、屋根瓦等への被害、イノシシもブロックを壊す等の被害も出ていたりするということでお聞きをしていますけれども、なかなかこの補助について実施しているところは、京都府の北部のほうでもあまり聞かないというふうにはちょっと聞いたんですけれども、何らかの対応が要るのではないかと。町の財政だけで難しければ、国や府への要望、何度も言いますけれども、声を上げていただいて、取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

たくさん言いましたけれども、この点について答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどの人数、体制面の続きといたしますか、流れの中で、捕獲員の数を京都府にも要請してみてはどうかというようなお話もあったかと思えます。現状の課題としましては、後継者の育成というのが課題に今後なってくるというふうには思っております。その点につきましては、猟友会さんと連携しながら、後継者育成という面でも今後取り組んでいきたいというふうに思います。

次に、家庭菜園の補償でございます。

さきにもお話はさせていただきましたけれども、国の支援もない中、農業施策という位置づけにしていくのは非常に難しい。今、国でいろいろ工夫をしながらといたしますか、3戸の農家が固まって広域的に補助できる、そういう理由といたしますか、整備をした中で、ああいいう防除柵ができています。それは、やはり個人施策とならないような中で、この農業施策、効率的な捕獲防除という課題をつけた中で、国のほうもいろいろ整理して、国の補助金ということでやってきているわけです。そういった中で、町の実態、考え方の中で、こういう家庭菜園への補助というのも当然、検討できないことではないのかもしれませんが、やはり慎重に対応していく、整理していかなければならない課題というのは、多分に出てくると思えます。そういった中で、福祉施策ですとか生きがい対策ですとか、まずそういった観点で考えていけないかということも、今、内部でいろいろ、庁舎内部でもいろいろ話が出ている、有害鳥獣対策協議会やら農業委員さんの間でもいろいろお話をいただいておりますので、いろいろ検討しているような状況でございます。

また、最後に家屋の被害ということでございます。

鳥獣の被害は、農作物の被害にとどまらず、特に猿による被害というものにつきましては、瓦をめくったり、といを壊したりというような被害は、これまでからも聞いているところでございます。先ほども議員おっしゃいましたように、この制度を、そういうところで見舞金制度をつくったらどうかというような御提案ですけれども、こういったことは、他のところでも実践していける事例はございません。私の調べている範囲ではございません。国のほうとしても、これは農業施策にはちょっと当たっていないようなことにもなっておりますので、国のほうとしても今、そういう取組があるというのはちょっと聞いたこともないような状況でございます。

そういったこと、総合的に判断いたしまして、この家屋への被害に対しましての御提案、見舞金制度についての御提案というのは、現在は考えておらないような状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

あまり時間がありませんので、この点については、ぜひ、1つは移住定住です。例えば家庭菜園を楽しみたいという形で引っ越しをしようということで検討をした中で、例えばきちんとそういう防護柵ができるということがあれば、そういう方への移住定住の1つの促進の材料になるのではないかと。また家屋等の被害も、いわゆるある種の自然災害のようなものの面があるのではないかと、そういう中で、そういう被害については一定補助をするという視点はあるのではないかと、そういった様々な視点や角度から、ぜひ国や、町だけの対応で難しければ国や府への働きかけを求めたいと思います。この点については、要望だけにとどめたいと思います。

次に、4つ目に保育の無償化と高校生の医療費無償化についてお聞きをいたします。

隣の南山城村では、ゼロから2歳時の保育料を無償化しています。国の制度としては、原則として3歳以上の児童については無償化ということで進めていますけれども、やはり子育てしやすいまちづくりという視点、先ほどの移住定住という点からも進めていくべきではないでしょうか。この無償化を進めていくに当たり、どのぐらいの費用がかかるのか、その点についての答弁をいただきたいと思います。

もう一点、高校生の医療費無償化ですけれども、これもどれぐらい費用がかかるのか、実施した場合の全体的な財政の負担増はどうなっていくのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

まず、2歳児未満の保育無償化ということでございます。これは、一応国の階層区分というものがございまして、それに基づいて保育料の基準額が定められておるところですが、笠置町は、その国の階層区分よりも低い保育料を設定しております。したがって、南山城村や和東町よりも安い金額を設定しているということです。東部3町村では、令和2年4月から保育料の無償化を実施されておりますが、和東町では現在実施されておられません。1つはそういう点です。

費用は幾らかかるのかということですが、現状では年間で約35万円弱になります。該当児童が1人しかおられないということなので、その金額になります。ただし、これは固定経費ということではなくて、当然ながら人数が変われば金額も変わってまいります。

それから、高校生の医療費の無償化についてですが、医療費を把握できるのは、町で把握できるのは国保加入者しか分かりません。国保加入者の高校生は現在10名おられます。そして、これも年額で約14万7,000円幾らかの費用となります。上積みの医療費無償化というのをやりますと、当然ながら国保のほうにペナルティがかかってきて、国保の補助金が減ります。幾ら減るかちょっとまだ計算できていませんけれども、そういう制度もござい

ます。
今、問題になっているのは、保育の無償化を進めるということも当然大事なわけですが、まずは空き家対策をしっかりやっていきたいと。1人のために、それも必要かもしれませんが、どうやったら子育て支援していけるのかという、その全体の枠の中で考えていく必要があるというふうに考えます。

確かに地方の小さいところで、いろいろな子育て支援やっておられるところ、確かにあって、そういうところでは若い人の流入が増えたり、結婚したり、子供をたくさん作ったりということがあろうございませぬ。ただ、それをやりますと、やはりいろいろなところで問題が生じまして、例えば老人対策をできなくなったり、公共事業できなくなったりということも当然ございませぬから、財政事情全体の中でどういう位置づけをしていって、どういう取組ができるのかというのを考えていかなあかんということになります。

現在、先ほども言いましたように、財政事情ちょっと悪化していますので、すぐにとすることはできないというふうに考えています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

まず1つは、絶対額がそれほど高くはないのではないかとということで、自治体は組織ですから、やはり負担をしていくと、個人の家庭の負担を減らしていくというのも自治体の役割だというふうに思いますし、福祉、社会保障をしていくというのはあくまで基本だと、そういう視点から求めています。

厚生労働省の実施した調査でも、2016年4月1日現在では、高卒までで、1,741市区町村のうち378団体が実施をしているということで書かれています。また、2018年度4月1日現在では、18年度末まで実施しているのが、通院で541団体あると、入院で586団体、要するに広がってきているということなので、ぜひ検討いただきたいと

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

取りあえず財政事情が現在、上積みの福祉行政進めているような状態にございません。原因の把握、それから財政事情の好転のために、これから努力をしていかなあかんという、そういう状態になっておりますので、財政事情が好転した時点で、将来の検討課題として考えておくと。当然ながら、児童福祉についても、私自身も関心持っているわけですから、おっしゃることは非常によく分かりますし、やれることはどんどんやっていったらいいなと思うんですが、それは町政全体の財政事情の中でやはり検討していかなあかん問題というふうに考えておりますので、その辺の御理解だけはよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで、向出健君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時56分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。質問通告どおりに基づいて質問したいと思います。

浸水深の調査は、町内で何件行われましたか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

想定浸水深の調査は何件ということですが、町内で何件ということではなくて、浸水深については、木津川上流域について、一定の前提となる降雨に基づいて調査をされると。だから、何件されたというものではございません。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

そうやけれども、浸水深、避難所のところを全部調査かけやんと、例えばつむぎてらすが浸かる状態になるように思うんですが、避難所なんて、ほぼの確率で調査せんと駄目じゃないんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

田中議員おっしゃっていただいていたのは、以前の議会のほうでも説明させていただいたんですが、淀川上流河川事務所のほうが事業としてされた、まるごとまちごとハザードマップということで、その当時は町内の2件、産業振興会館とつむぎてらすでの浸水3.何メートルとか1.7メートルぐらい浸かるだろうというようなことをさせていただいた、その説明をさせていただいていたのかなと。今回、この平成31年度見直し、その調査の見直しをされて、改めて産業振興会館の浸水と、あと笠置の郵便局のところに新たに設置をさせていただいたというのが、さきの質問と併せてのものなのかなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、総務財政課長、私は各避難所と聞いたんですよ。例えば西部区、東部、飛鳥路、北部とか、そういうところの、例えば今月のあれで避難所等確保緊急促進事業補助金が出ていますね。これなんて、多分コロナの関係で出ていると思うんですけども、そうやけれども、万が一こういうことがあったら、浸水があったら、どうしてはるかと思っ、私は各避難所のところを測定されはりましたかと聞いたんですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

浸水深につきましては、全ての避難所が対応できているということではないんですけども、今回、国のほうが示しました洪水浸水想定区域ではない、避難所としては笠置小学校、また笠置会館、それから西部区の集会所、それから切山総合センター、また飛鳥路区の集会所等が、その想定区域外というふうになっております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今言わはったんで、笠置小学校の体育館とかはともかく、笠置会館、飛鳥路区と言わはったけれども、これが浸水深で水没する可能性はないんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

可能性と言われると、今後どのような災害があるかというのは私も分かりませんが、今回の想定浸水図におきましては、そこからは先ほど申しました避難所については、示されていない、そこからは離れているというようなことでございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

避難所のそういう浸水深に対するやつは、またいろいろところで確定で、町民の生命を守るためにまたやってくれはったらよろしいです。

その次、避難所のコロナに対する3密を避けるため、避難所の定員は設けていますか。それから、避難所の過密抑制のため、感染症流行拡大時を想定した対策はどのように取られておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

避難所の3密を避けるためのどのような対策ということで、今現時点では、3密を避けるために、以前の定例会のほうでも発言はさせていただいたんですけども、通常よりも多くの避難所を開設させていただきたいというふうに想定しておりまして、それをもって、できる限り3密を避けていきたいというふうに考えております。

あと、対策としましては、そのときにもお話しさせていただきましたけれども、避難されてきたときの受付時における体調の確認であったりとか、あとまた消毒液、マスクの配布によつての必要資材の配布をさせていただきたいというふうにも考えておりますし、今回、6月の補正予算で承認いただき、買わせていただいた簡易のベッド等も使いながら、対応はしていこうというふうに考えております。

また、避難所だけではなくて、危険が迫る前には、大丈夫な親類の家等にも避難していただくというようなことも周知していきたいというふうには考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

そうやけれども、避難所の定員なんて設けやんと、どこやったか、400人定員だったところを100人にしたら130人来て、ピストンでバスでほかの90キロ離れた避難所へ輸送したとか、そういう話、コロナでは聞きますし、それで抑制のために、向日市かな、ダンボールのつい立てとベッド、400セット購入したとか聞いています。笠置町はそういう対策はどういう具合に取られるんですかと聞いているんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

避難所の定員をどうしているかということですけども、通常、産業振興会館であったり

とか、いろいろな施設を使うに当たっても、今回のコロナの関係で3密を避けるために一定の半数というようなことでやってきておりますので、同様な形では考えております。

それから、ベッドとパーティションにつきましては、笠置町におきましては50セットの購入、ベッドについてはもう購入しておりますけれども、パーティションについても、早急に購入を進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、私はその対策で、例えば市町村によって、2メートル四方のところとか3メートルとか、全部その市町村によって対応が違うわけです。それでつい立てを立てているとか。そうやけれども、考えておきますでは駄目でしょう。ベッドとかあれなんてもう常備、常用で持っていなかったら、その避難所の対応に使えないですよ。その点はどうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問ですけれども、簡易ベッドについては、もう購入をしております。それから、パーティションについては、今現在購入に向けて作業を進めているというような状況で、対応していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

だから、それはまたよろしく願いしておいて、町長にお聞きします。避難所のバリアフリー及びトイレの取替え等の対策とかは考えてはる予定とかはありますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

避難所のバリアフリー及びトイレの取替え等についての御質問だったと思います。

現状では、バリアフリー対応の公共施設については、つむぎてらすと産業振興会館でございます。また、公共施設のバリアフリーについては、予算の関係もございしますが、一步一步前に進めていけたらというふうに考えております。また、トイレについては、一部避難所については、今年度洋式への改修を予定させていただいております。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

避難所のバリアフリーの問題に関してですが、立地条件の問題等々ございますので、一概にこういうふうにしていきますというふうなお返事できないのが残念でございます。

公共施設全般について言えることですが、バリアフリー化するというのは大きな行政課題でございまして、高齢化社会に対応していくためにバリアフリー化を進めていきたいわけですが、現実的に坂の上にあったりするというようなことで、もうちょっと無理やなところも確かにございます。何らかの代替案ができればいいなというふうに思いますが、それぞれの立地条件もございます。

10月から各行政区さん、各区さんと避難所の活用であるとか、避難経路の問題であるとか、そういうことについて詰めていった上で、防災計画の中に反映していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 田中です。

総務財政課長が、公共施設ではバリアフリーとかは考えているとか言われましたけれども、例えば集会所とか公民館は、公共施設には当たらないんですか。今、総務財政課長が、公共施設についてはまた考慮すると言われましたやんか。それに対して、集会所とか避難所になっているところは、公共施設とは違うんですかと聞いている。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問ですが、公共施設、集会所であったり公民館が公共施設かどうかということですがけれども、名前はいろいろ集会所であったり、公民館というようなことはあるかと思うんですけれども、公共施設というのは、やはり公共が、言ったら役場が基本的には建てたりしたものが公共施設ではないのかなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 10月から各区との協議に入りますということで、現実指示をしてありますし、一度、各区の区長さんに対して、私は直接御説明に上がっております。

実際問題、バリアフリーが不可能な避難所になっている公民館、集会所等がございまして。基本的に町として考えているのは、要介護者の問題でございまして。要介護者については、優先的に早い段階で、小学校などの比較的安全でバリアフリー化できているところに入っていくと。先ほどの全体の定員定数のお話も出ましたが、集会所に入り切れないでありますとか、最大浸水深の問題がございまして、どんどん水が上がってきたときにどういうふうな対応をするかということですが、これは段階避難をせざるを得ないだろうということで、区長さんには直接もうお話をしておるわけです。そのことについて、具体的にどういうふう

していきましようかというのを各区長さんないし区の役員さん、区の方の意見なんかを聞きながら、比較的安全な避難経路、避難場所の確保について、相談をしていきたいというふう
に考えております。

バリアフリー化という課題もございますが、全ての避難所のバリアフリー化、公民館とか
集会所のバリアフリー化というのは、先ほども申し上げましたように立地の状況がございま
すので、恐らく無理だろうというふうには考えております。

要介護者について、取りあえず安全な場所に避難していただくかんといかん。その大規模な
避難所になっておりますのが、産業振興会館と小学校になっておりますので、その点につい
て、所要の施設の改修、それから所要の備品の購入等々を順次今計画してやっておると
ころでございます。申し訳ございませんが、全ての集会所のバリアフリー化ってなかなか難しい
問題でして、これは御理解いただけるかと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、町長とか答えてくれはった小学校とかの話と違って、私は公共施設、東部、飛鳥路、
切山のところをどうしはるんですかと聞いているんですよ。南部、西部、北部は公共施設が
あるさかい、あれやけれども、そのほかの3件がどうしはるんですかと聞いているんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの田中議員の御質問でございます。

他のいわゆる区で設置されている集会所等々につきまして、区からの要望があれば、きち
んと対応したいというふうには考えておりますが、現在、換気の問題でありますとか、エア
コンの問題でありますとか、そういう問題については出てきておりますので、対応させてい
ただいておりますが、バリアフリー化について、具体的にどうしていったらよいのかという
話までまだ煮詰まっておられませんので、それは今後の課題として、それぞれの区の集会所な
り、施設なんかで区長さんも交えて意見の交換をした上で、どういうふうにしていくのが適
切かということを考えなければいけないとは考えております。

ただ、具体的にまだほとんど具体的な協議って始めておりませんので、最大浸水深の問題
でありますとか、それから地震の問題です。そういうことも含めて、どういうふうにしてい
こうかということ住民の皆さんと相談しながら、進めなければいけないということは認識
しておりますので、話を詰めた段階で、それはまた防災計画の中に改めて反映していったマ
ニュアル化していくと。具体的に各施設がどのような形で改造改修が可能なのかというのは、

まだ今後の課題となっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

よろしくお願いいたしますおきまして、来年には避難所の警戒レベル4が避難指示、避難勧告は一元化されますが、もうこれに対する町の対応はどのようにされますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの田中議員の御質問でございます。

内閣府の作業部会で、レベル3、レベル4について、避難勧告・避難指示を一本化して避難指示にするというふうな対応をされるということです。先ほども申し上げましたとおり、要介護者についての早めの避難誘導、避難勧告というものはまずしなければいけないと。輸送といいますか、搬送する手順とか、どういうふうにしていこうかということは個々具体的にまた考えていかなければならない問題ですが、取りあえずは要介護者について、比較的安全な施設に入っていただくと。

それから、現在のレベル4相当です。これは、レベル4相当になった場合については、町からも避難指示を出して、町内のそれぞれの設置されている避難所等々に入っていただく。または、どこかの段階で1，100人余りの住民全部収容することは恐らく無理だと思うので、何らかの形での広域的な避難体制の確立というのを考えなければいけないというふうには考えております。これは、近隣市町村との協定が必要になりますので、こうした場合どうしましょうという話はまだ水面下で、市長さん、村長さん、そのあたりの町長さん、近隣町村の市長さんとお話をしているところですが、まだ具体的に何も決められておらない状況なので、取りあえずは区の方と相談した上で、近隣市町村と相談しながら、広域避難について考えていく必要があるのかなというふうに強く認識しておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

私は、その防災無線と違って、防災マップをつくって、配布しやあって、町民に周知しはるのかなと思っていたんですよ。やはり町民の方に防災マップは、それだけのためとはいえ、つくって配布するのが当然やと思うんですよ。それをよろしく検討していただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで、田中良三君の一般質問を終わります。

続いて、6番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

私、質問なんですが、町民の声を町民の代弁者として、町長並びに執行部にお尋ねいたします。

ここには諸問題ということになっているんですが、5つあるんです。

最初、笠置町で一番大きな問題は、いこいの館、それと譲渡された民家の保守管理に関してお聞きしたいと思います。

いこいは町の一番大きな財産であると思うんですが、そこで問います。今までの経過はつかんでいるも、指定管理料、また水道代、令和元年11月7日にフェイスの代理弁護士から出されました通知、これらに関して、町はどのように対応しているのかお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件に関しましては、さきに住民監査請求がございまして、監査委員のほうで結論として、指定管理料、そして水道代については訴訟を起こし、請求するというような結論に至っております。現在、10月末までにそれを行うようにという勧告がございまして、それに従って準備を進めているという状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、監査のほうから10月末日と期日は切られたんですが、しかしこの問題の解決は、いつまでにしようと思われるんですか。その方法をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

10月31日までに訴訟を行う。裁判所に対して訴訟を起こすということで、これに関しましては、議会のほうの議決が必要でございますので、また臨時議会を開催いただくなどして、対応をお願いしたいと考えております。その後、訴訟が行われる、我々のほうが原告になるわけでございますけれども、裁判所のほうで審議が進められます。その審議の状況というのは、今のところ予測が付きません。顧問弁護士の見解といえますか、意見によりますと、こういうものは結構長くかかるのではないかと、1年、2年といった中で、裁判所のほうが証拠を基にしっかり結論を出せるというような状況に至るまでには、少し時間がかかるということをおっしゃっております。そういう審議にしっかりと対応していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、裁判かけるという話ですが、議会の承認という発言もあったんですが、そこまで言われるんだったら、いつ議会を開催されるか、そういうスケジュールは組んでおられるんですか。ただ、私が言いましたように、この問題については1年以上かかっているんです。それを物すごく放棄しておいて、この問題を何とされるんですか。町民はものすごく不安がっていますよ。この問題を解決して、そして、このいこいの館の活用、どのようにされるのか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問です。

御質問の内容は2点あったと思います。1つは、フェイスに対する法的処理の問題でございます。こちらにつきましては、一度どのような状況になっておるのかということを経験の皆さんに御説明申し上げなければいけないと思います。その後、具体的に訴状の作成などをいたしまして、10月中には訴訟の準備に入るということで、臨時議会を開催させていただきたいというふうに考えております。

それから、いこいの館の活用方法でございます。こちらは従来、京都府様、それから国の国交省のほうなんかも入っていただいて、どういうふうにしていったらよいのかというような話が出ていたわけですが、町のほうとしても入込客約6万人、要するに年間6万人の入場者がいこいにあるということで、これをいこい潰してしまうというにはちょっと惜しいなど、町の財産であるいこいの活用については、また京都府と協議をもう一回重ねながら、具体的な再建計画を考えております。

一定の意見というのもまだございますが、まだ公表する段階ではございませんし、当然ながら、議会の皆さん、住民の皆さんの御理解をいただくとあかん問題だと思いますので、そのことについてもう少し時間をいただいて、具体的な内容について詰めていきたいと思っております。

はっきりしておりますのは、最大浸水深の問題もございまして、その辺の対応も考えた上でいこいの活用というふうになってくるかと思っております。これは、入込客6万人と言っていますけれども、単に笠置だけの問題ではなくて、笠置におみえになる皆さんが近隣の市町村でお金を落とされることもあるわけですから、それはお互いのメリットの問題として、いろいろな形での取組をせな、とてもじゃないけれども、採算合わへんやろうというふうに考

えております。

ということで、もう少しいこの再建案については、お時間をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

答弁ですが、もう少し考えさせてほしいということなんですけれども、いこいについては今後、町民にアンケートを取られたはずです。それに対して、町長はどう対応されるおつもりなんです。一応アンケートは町民から取られていますよ。今後の活用とかについて。そのアンケートの活用を見て、町長はどのようにされると思うんですか。まだ時間を欲しいと言われますけれども、今までやられたアンケートとか、それはどういう意味があったんですか。そういう点を考慮して答弁してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございます。

住民がどのように考えているのかといいますと、それぞれ自由な意見をおっしゃっていただいて、町のシンボルとして継続してほしいという意見もあれば、赤字の垂れ流しは困るという意見もございます。具体的に、ではどうしていったらいいのかということになりますと、やはり赤字の幅を最小限に抑えなければいけない、そのための手だてというのは必ず必要になってきます。実際、民間の事業者さんも何件か、私が町長就任してからでもお見えになって、実際にあのいこの館を見て、大きいなと言って帰っていきはるわけでございます。

結局は、維持管理に非常にお金がかかっているという問題がございますので、その辺の問題もクリアしないとイケませんし、いこの館の財政状況を改善するためのいろいろな施策というのがやはり計画的に戦略的にないと、なかなかうまくいって、いこの財政の健全化というところに結びつかないのかなというふうに感じております。そのためのいろいろな仕掛けというものも、いろいろなところ、関係団体等々も含めて検討していく必要があるというふうに考えております。それについて、まず町がマスタープランつくって、関係機関と相談していくという形になると思いますので、まだしばらく時間がかかるということについては、御了解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 各方面といろいろ相談してやっていきたいという答弁なんです。京都府にも一応そういう話をされたと聞いているんですけれども、その結果はどうなんです。

しかし、笠置町のトップとして、あの建物をどうするかという町長自身の考え方をお聞きしたい。ただ、浮草のようにあちこちの意見を聞いてふらふらするというような感じに取れるんですけれども、芯ある答弁で、私はこうしたいというようにないこいの館の今後について、お聞かせいただきたいんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

具体的にいこいをどうしたいのかというのは、最終的に私独断で決めるつもりございませんので、私自身の個人的な意見ということになります。まず中央公民館が現状の時点で使えない、廃止になったということでございますので、まず、いこいの2階部分について、何らかの形で転用というのも考えたい。ただ、そうなりますと、補助金の問題とか、それから起債の問題とかいろいろ出てきますから、その辺のことはきっちり詰めていかんとあかんお話になってきます。

それから、活用方法どうしていくのかということについて、具体的に住民の皆さんからもう一步踏み込んだ御意見を聞きたいと思います。庁舎の機能の一部移管ということも含めて、検討課題にはしておりますが、必ずしも公民館機能を持たせるとかいうようなところまでのお話にはなっていません。解決しなければいけない問題がその前に山積みしておりますので、取りあえずはフェイスの問題から一個ずつ片づけていって、住民の皆さんの信望に応えた上での活用というものを改めて考えたい。

私個人的意見でございますので、行政としてどうだという意見ではございません。何らかの形で、地域経済の活性化に資するような形での使用方法、使途というものを検討したい。そのためには、まだもう少し時間が必要ですよというお話でございます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

そのぐらいにして、善処するように対応してもらいたいと思います。

ただ、先ほども言いましたように町民から譲渡してもらった建物、早く言うと植村邸とかあるんですけれども、その管理はどのようにされているんですか。そして、その活用はどうされるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございます。

実際に先日、あの植村邸の中に入って見て、活用方法、私なりに考えてみましたけれども、実質費用がかかり過ぎるということと、それから利用をするのが非常に難しい場所にあるということ、現状、何らかの活用方法というのは見いだせないというのが正直なところでございます。少なくとも、遺留物と申しますか放置財産、大量に残っております。まずその処分をした上で、水回りの修繕を全部やらないといけないし、一部ひさしが落ちたり、屋根が剥がれたり、天井が落ちかけそうになっていたりとというようなところもございます。これを直して活用するというのは非常に難しいのではないかと考えております。

何でこんなものをもらったのかということは、私も何ともお答えしようがございません。ただし町財産となったからには、何らかの形での管理は続けたいかん。それについては認識はしておりますが、具体的にどういうふうにするかというふうに聞かれても、今のところ何ともお答えのしようがないというのが現状です。恐らく、あそここの場所であのままの状態を直すということになりますと、家財を撤去するのに恐らく100万円ぐらいかかるのかなと。あと屋根の修繕をしたり、天井の修繕したり、それから水回り全部やり直さんといかんしというのをかかると、1,000万円ほどかかるのかなと。ひょっとしたら、それではきかへんかもしれません。それだけのお金かけて、あそこで何かするということが果たして可能なかどうかという問題になってきます。その辺のことも含めて、ちょっと今のところ何も思いつかないというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、話、それは現状かもしれませんが、以前、この場で前町長は報告されているんですよ。課長も。何ていうんですか、植村邸の保守、山村留学、また建物内にはいろいろと古い民具があり、建築的構造があって、大学、企業に取り組むと。その中で言われているのが、山村プロジェクトチームを組むと言われているんです。このプロジェクトチーム組まれた結果はどうなったんですか。それと、ここで発言されています古い民具、何と何があったんですか。そういうのを管理はどうなっているんですか。備品、什器。同じように、いこいの館もしばらくそのままいくということになってきますと、いこいの館にあるいろいろ備品等の在庫の管理はどのようにされるのか。また現在、その台帳があるのかどうか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず山村留学でございます。プロジェクトを組んでその結果どうなったのかということで

ございます。前町長の時代に山村留学のプロジェクトを組ませていただき、小学校、あるいは住民の方々の協力を得て、先進地に視察等をさせていただき、先進地の取組にどういうふうに笠置というものが同じような取組ができるのか、そういう検討に入らせていただきましたが、残念ながらそれ以上具体的なところまでは進んでいないというのが現状でございます。ただ、やはりその山村留学の目的というのが、笠置町に子供たちというものが大勢来ていただく、そしてその中で、親子を含め子供たちが笠置に住んでいただく中で、小学校の子供の数が増えると、そして地域の活性化につながるというようなことが目的でございますので、そういった趣旨に沿ったことが、山村留学というような方向以外にどういったことができるのかに関しては、個別の施策で進めさせていただこうというふうを考えさせていただきました。

その中で、自然観察教室を年2回笠置町で開催し、精華町でありますとか京田辺市でありますとか、周辺、あるいは都市部の子供たちが笠置へ来て、笠置の自然の観察、あるいは笠置の様々なアウトドアの資源に触れるといったような機会を何度か設けさせていただき、そういったものは継続して取り組んでいきたいと、そんなふう考えております。

また、いこいの館に管理している什器備品類の関係でございますが、現在、什器備品類に関しましては、現状のままあるということでございまして、それらは町有財産として管理をさせていただきます。ただ、いつそれらが使える状況になるのかというのは分かりませんので、定期的なやはりメンテナンス、あるいは清掃等が必要であるという現状になってきておりますので、そのために必要な最低限の予算をお認めいただき、執行しているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、副町長の答弁が、町長と答弁が違うんじゃないですか。今、あの場所にいろいろ問題があって使えないという発言だったと思うんですよ。しかし、そこにまだ子供の山村留学というのをやると、話はどちらが本当なんですか、町長。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、補足をさせていただきますと、必ずしも寄附をいただいた当該民家においてやりますということを前提としておりません。そこは町長の答弁と違いはございません。

やはり、山村留学ができる環境というのはほかにもあるわけでございますが、笠置町に現

在でございます宿泊施設等を活用しながら留学していく、あるいは町民の方々の協力を得て民家にホームステイしていただく。いろいろな取組が先進地では行われております。そういったものを参考にしながら、笠置ではどういったことができるのかといったことを考えていこうということでございますので、寄附をいただいた民家でやりますということで、それを前提として進めているわけではございません。以上、補足をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、話がおかしいじゃないですか。私、質問したのは植村邸について質問したんですよ。違うんですか。譲渡された植村邸をどうするのかということを知りたいんですよ。和東とかあちこちで、南山城で、やっておられる、ああいう体験の場所と違うでしょう。私、それを聞いているんですよ。植村邸について、固有名詞を出して話を聞いているんです。だから、町長の話では、水回り等で100万円以上かけるなんてと、これがもし駄目になったら笠置の町民が解体をするということになるんですか。それは、やはり笠置町の町民の税金から出るということになりますので、そういう譲渡された問題、それには十二分に配慮してもらって、前向きに検討してもらいたいと思います。

だから、で一応、譲渡されたものについてはこれで終わらせてもらいます。

次に、笠置町、過疎化について、この現状について質問したいと思います。4年前から、笠置町の人口の変動はどのようになっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

4年前からの人口の推移ということでの御質問でございます。

住民基本台帳においてのそれぞれの年の3月末現在の人口でございます。2016年、平成28年では1,446人。それから2017年、平成29年では1,421人。それから2018年、平成30年では1,374人。それから、2019年、平成31年では1,312人。それから、今年度でございますが、2020年、令和2年3月末現在では1,268名という推移でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） その数字の結果を見て、どのように思われるんですか。ただ、笠置町の定住問題について、お試し住宅、一応やっておられますね。それとまちづくり協力隊、空き家等、一応組織としてはなっているんですが、成果が上がったんですか。上がらなければ何

が問題で、その問題をどのように解決しようかとされているのか。そういう点、一応何か成果を上がるような方法を前向きに考えてもらって、将来的にこの問題をどうするのかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをいたします。

笠置町の高齢化の問題、少子化の問題、人口減少の問題について、どのように考えておられるのかということだと思います。お盆前までに一度議会で説明させていただいたと思うんですが、まちづくり協力隊員に全ての空き家のデータ化をしてくださいということが1点と、それから貸していただけたらいい空家に対しては、お盆前にチラシをつくって、御協力をお願い、要するに空き家の活用について、どのようにしたらいいのかということで、情報をポスティングしてくださいということで、1軒ずつ入れました。それについて、私が今聞いている範囲では、1件も反応がなかったということでございます。別の方には、また意見を聞いてみたんですが、個別に交渉をしないと無理じゃないですかということが1点ありました。

それから、やはり最大の問題になっているのは、残留家財の問題だと思うんです。家の中の家族の財産、これを処分できないと。もうみんな要らんと伝えてくれはったら、それはそれなりの補助金がありますし、最高10万円ですけれども、搬出する補助金もあるわけですが、実際に家族の遺品、形見というようなもの、それから実際にまだ経済的価値があるもの、これをどうやって搬出するかという問題がまだ、大きな問題として残っているんだと思うんです。この問題につきましては、京都府の部長さん方との意見交流会で私のほうからも何とか考えないと、なかなか空き家が空いてくれませんかというお話はさせていただいて、要望もさせていただいたわけですが、取りあえず何人か心当たりの方から、空き家を空けていただけるようにというお話をした上で、具体的に何が問題になっているのか、私が考えているとおりの残留家財の問題があるということならば、その残留家財の搬出について、一定の補助金制度をつくってもいいんじゃないかというふうに考えています。

大体、引っ越し業者さん見積りだったら、1件当たり10万円15万円ぐらいから最大五十数万円、60万円までかなということになりますので、50万円限度の2分の1補助とか、40万円限度の2分の1補助というのをつくった上で、それで空き家として活用できる、家財を搬出いただけるというような形になるのであれば、まだそれはそれとして新しい住民を迎えるような、そういう基盤整備できるかと思うんです。その辺のことについては、これまた検討課題ということになるわけですが、一定、空き家対策については、いろいろなことや

ってみたけれども、進んでいないという結果だけが残っています。だから、次の段階、ステップとして、次は、ではどうしていったらいいのかということを考えなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 松本です。

その問題は十二分によろしく願いたいと思います。

続きまして、町民の安心・安全な生活のために、最近では緊急に非常に避難場所が問題になってくると思います。特に町内の避難場所、行政として看板は設置されているのか。また、今のところ、特に南部区の場所として産業振興会館が指定されています。そこに教育委員会が入っている。そして、図書室もあることについて、どのように思っておられるのか。また避難場所、位置づけをどのようにするのか。それと同時に前回は質問しましたが、避難のマップ、どこまで進んでいるのか。そういう点、十二分に検討をされて返答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

産業振興会館についての、避難所としてどう考えているのかという御質問でございます。

産業振興会館に昨年10月から教育委員会が入ってきたわけですけれども、避難所としては産業振興会館全体をというふうに考えております。ですので、それ以前まで、ソファールにおいて避難された方がおられたりとかいうことはあって、それがソファールの数が少なくなったりであったりとか、いろいろあったかと思うんですけれども、それ以外にも和室であったりとか研修室、それから2階のホール等も、建物全体を避難所というようなことで考えておりますので、随時そちらのほうを御利用いただけたらというふうに考えております。

それから、避難所のマップというところなんですけれども、先ほど田中議員のところでも、ちらっとお話があったかと思うんですけれども、今年度、ハザードマップということで予算化をさせていただいております。それにつきましては、今年度に作成に向けて今進めているところでございます。ただ、作成には京都府のデータであったりとか、いろいろ使わなければいけませんので、今年度中には作成を考えておりますけれども、来年度早々になるということもあるかもしれませんけれども、今年度で事業のほうを今進めているというところでもよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

マップについて、今年度中という話、または来年度になるというような話なんですけれども、それでいいんですか。町民、全然安心して暮らせるためには、それ相応の避難場所、いろいろな面で配慮するのが当然じゃないですか。なぜ、そのぐらい延びるんですか。つくり方が分からないんですか。どこが問題になって、そのぐらいに延びるんですか。私は前にもこういうことを発表していますよ。今は校正の段階に入っているんですか。印刷の段階ですか。そんなあやふやな、今年度中、来年にかかるというような行政の在り方について、町長、どのように思われるのか、町長から返答もらいたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問です。

ハザードマップをどうするのかという御質問だと思います。先ほどから申し上げてありますように最大浸水深の見直しがございました。南部区いこい、ひょっとしたら水没するかもしれんというぐらいの最大浸水深の数値になっておりました。ちょっとこれ、実際のところ驚愕いたしまして、どうしたらいいのやと、逃げるところないやないかということで、いろいろ考えて検討していった中で、最終的に産振の2階までは行かへんということなので、最終的にそこに要介護者は収容できるようにするということは、普通考えたらそうなるわけでございます。

避難経路等々についても、ハザードマップにできれば反映したい、総合的な避難経路、避難順路、避難場所等々についても考えていかんとあかんという問題なので、これは先ほどもお返事させていただきましたように、それぞれの区、区長さんとか区の役員さん、それから住民の皆さん、そういう方の御意見を伺った上で、安全な二次避難場所、一時避難の誘導の仕方、そうしたものを全部計画的に考えていった上での対応マニュアルというのをつくらないといけません。マップつくるだけだったら、例えば新しいマップ、印刷業者に渡したらできないことはないかと思えますけれども、取りあえずやらんといかんのは安全な避難経路の確保、それから要介護者の避難誘導の方法について、そのあたりやと考えておりますので、順次必要な手続、10月からやっていくということで計画立てておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、いろいろ考えてあるということであるんですけれども、前回、町民に配られたマップは何年のやつですか。それから日がたっているから、私はやってくださいと言っているんで

すよ。そんな難しい、延びるような答弁は必要ではないですよ。やるかやらないか。言われなかったら今年度中に作成してくださいよ。

こういう状態の中で、これはもう一応終わりますけれども、ただ、今の最近の気候で、急激な集中豪雨、そういうことにより土砂災害等、各地方では発生しています。笠置町が買上げた有市線の工事、立ち退きされた後の進行状況は、集中豪雨等を加味して、いつ頃までに完成されるのか。そして、地権者等の話がついているのか、設計はどこまで進んでいるのか、こういう点、十二分に検討されて、前向きに検討してもらいたい。

それと、前回入りました国道163号の歩道について、その進行はどうなったのか。一旦中止になったんですけれども、草畑等の住民は無視しているのか、そういう点はっきりしたことを答弁お願いします。

議長（杉岡義信君） ただいま6番議員の松本俊清君の一般質問発言中でございますが、前もって松本俊清君には御了解を得ていますので、この際、暫時休憩をさせていただきます。再開は13時から再開します。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後0時59分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

松本俊清君の一般質問を続けます。先ほどの松本議員の一般質問は通告外の内容ですので、質問の内容を変えてください。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今の質問、一般のやつは国道163号の件だと思います。これは一応申告していないもので、分かりました。

それで、私、先ほど申し上げているのは、町民の安心・安全、それから安心して生活できる基盤をお願いしているだけであって、緊急時対策に対しても十分な御配慮をお願いしたいと思います。これで一応終わります。

そして、次の問題、企業の進出について、商工観光出先機関の活用について、どのようになっているかお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

町内の企業の進出についてでございますが、ここ数年で町内に新たに新店等をされた企業

などの業種といたしましては、飲食業が3事業主、宿泊施設が2事業主など、やはり観光客を対象としたものが大半でございますが、1件、木工所というのも開業をさせていただいております。これらにつきましては、既存の空き家や空き店舗を利用されての出店でございますので、小規模な個人経営の店舗等が多く、それ以外の業種や企業の出店などは少ない状況となっております。

今後につきましても、やはり笠置山やキャンプ場などへの観光客を見込んだ飲食店などに空き店舗を活用していただくなど、観光による活性化が図ればなというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、一応分かったんですけども、私は、市内の大使館、渋谷の連携交流、そういう問題はどうなっているのかと聞いているんですよ。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

出先機関ではないんですけども、笠置町が設置をしております京都市内の、いわゆる総領事館という名前をつけさせていただいておりますが、情報発信拠点を昨年開設させていただきました。開設に当たって、笠置町の商工会長にも御出席をいただき、京都市内を中心とする多くの方々にも御参加いただき、定期的に笠置学、これは講座なんですけれども、連続講座として、笠置寺の御住職に御協力いただきながら、笠置町の情報発信をする。あるいはそこをシェアしております約20の京都市内を中心とする団体の方々にパンフレットの配布、そして笠置情報の配布等をさせていただいております。具体的な企業誘致にどうつながるかというのは、これからのことでございますけれども、引き続き、京都市内といった大きなマーケット、そして様々な企業さんが情報発信、情報収集をされているところを有効に活用していきたいと思っております。

また、渋谷に関しましては、東京23区との連携というのは、山城地域を中心に今現在進めようとしているところでございますが、具体的な、まだ動きというものは出てきておりません。今のコロナの状況の中で、どういうふうにできるかについては、今検討しているという状況なんですけれども、ぜひ東京という大きなマーケットの中で、笠置に興味を持っていただき、そして進出していこうというような動きにつながっていくように工夫をしていきたい。それ以外に、やはり京都府の協力もいただきながら、企業情報に関しましては、様々な

企業の立地意向等を京都府からも定期的に情報をいただいております。そういったものを適切に受皿として笠置は用意できるように、いろいろな工夫もしていきたいと、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番。

今報告があったように、京都市内、また渋谷の各出先機関を十二分に活用していただいて、観光笠置のPRに努めてもらいたいと思います。

そこで、笠置町として観光についてお尋ねいたします。

町の観光の主力、活性化を図るというスローガンで、電気自動車とかいろいろやられましたね。その結果、どうだったんですか。

それと観光について1つお尋ねするんですが、産業振興会館の石垣にあった時代絵巻のあれがあったと思うんです。看板みたいなものが。あれはどうなったんですか。前回お聞きしたときは保管しているという答弁でした。一部、補修しないと、修理しないとということをお返事をもらったんですが、どこに保管され、その修理代は幾らかかって、いつ元通りに産業振興会館の石垣につけられるのか。こういう点についてお尋ねします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、電気自動車に関します実証実験の結果どうであったかということについてお答えをさせていただきます。

電気自動車といいましても、1人乗りの充電型の電気自動車を複数台配置いたしまして、レンタルをさせていただきました。御利用いただくに当たって、いろいろとPRもさせていただき、また特別に無料でお試しをいただくというような機会も設定させていただきました。結論を申し上げますと、実用化は大変困難であったということでございます。1人乗りということであり、お二人で来られて、御夫婦で来られた場合、もう一人免許がないといったような場合に、普通自動車運転免許証が要りますので、そういった方々にとっては大変使いにくいというようなこともございまして、やはりもう少し違う形の町内の2次交通といいますか、そういったものの工夫が必要ではないかということで、現在そういった2次交通、あるいは町内の移動手段の在り方について、検討しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

もう一点お尋ねをいただいております、産業振興会館に設置をしておりました絵巻の部分でございますが、確認をさせていただきましたところ、確かに撤去をいたしまして、今は町道笠置山線の脇で保管をしておるといことで聞いております。ただ、かなり取り外しの段階で経年劣化をしておりまして、傷んでおったというような話も聞いておりまして、具体的にそれを修理いたしまして、また再度、産業振興会館へ取り付けるといったような計画までには至っておらないといことでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今の答弁は何ですか。修理代は何ぼかかるんですか。いつやれるんですかと聞いているんですよ。場所はどこに置いてあったか。それが、今日言って今日の質問ではないんですよ。違うんですか。あと、壁を直すのはいつなんですか。石垣。それでまた、そういう話ということは、執行部はどういう対応をされているんですか。これが、笠置を観光で売り出すという一つのスローガンの下にやられている行動が、そういうことなんですか。商工観光課長。だから、やられるんやったら、いつやれるんや、いつ戻せるんやと、そこまで一応返答してくださいよ。今の話では、全然理解できませんよ。修理している修理代、幾らかかるんですか。補修代。見積りを取られたんですか。どうなんですか。質問している者に対して失礼ではないですか。もう一度答弁してください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 私への御質問でございます。

大変申し訳ないんですが、その絵巻の処理につきましては、引継ぎを受けておらなかったということがございまして、今、現況どうなっているのかというところを確認させていただいたところでございます。したがって、修理が必要であるといったことを前提に、その見積りを取ったかということになりますと、そういったことも現時点でやっておらないといことでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） これ、取っていないというのはおかしいじゃないですか。そんなの答弁になるんですか。行政として、執行部として。前回からそういう返答をされているんですよ。それが一応、修理代幾らかかるんだということを出て当然じゃないですか。この質問だけではなしに、前回は、産業振興会館の2階のカーテン、一応質問しましたね。あれでもま

だ見積りが取っていない。あれは、去年の敬老会から言われているやつですよ。本当に行政はやる気があるのかなのか。その点、町長、どんなふうに指導されるのかお聞きしたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

笠置寺の縁起絵巻の長い看板が、産業振興会館の下に立っていたということは私も承知しております。駅前をロータリー化するとき、石垣を触ったということで撤去されたということまでは私、承知しております。それについて、具体的に私自身も引継ぎを受けておりませんし、こういう計画やったということも、どういう計画があったかということも承知しておりません。一生懸命、過去の議案書ずっと読ませていただいておりますが、まだそこまですっていないので、不勉強で誠に申し訳なく思いますが、現在まだそこまでの判断といえますか考えを持っておりません。

それからもう一点、御質問がございました。

産業振興会館のどんちょうについては、もう見積り期間が過ぎておりますので、改めて見積りを取るよとということ指示はしておりますが、できるのは一体いつなのか、ちょっとまだ私のほうにも確認は取れておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番。

いろいろ答弁願って、非常にいいんですけども、やはり期日というのがあるということを一応行政の方、執行部の方は一考を願って、即対応してもらいたいと思います。それで、できない理由を言われるんじゃないですよ。それをどうしたらできるかということ町長以下執行部の人は考えてやってもらいたいと思います。

それで、観光は終わったんですが、切山地区で前町長がワイナリーについて、地区へ行って報告されています。不転のあれで取り組むという形になっているんですけども、ただそれ以後中止になったんです。あとワイナリーなどの産業はどのようにされたのか。荒廃農地についてどう対応されたのか。そういう点をお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

建設産業課からは、荒廃農地のことについて御質問がありましたので、現在の方針的なことを、現状を報告させていただきたいと思います。

荒廃農地解消は笠置町に限らず、全国的に大きな課題となっております。近隣市町村も

様々な取組がなされておりますが、根本的な解決策には至っていない現状です。笠置町でも、具体的な解決策は持っておりません。そうした中で、切山地区におかれましては、京野菜の花菜の露地栽培が今熱心に取り組んでおられる方がおられます。切山地区の花菜は非常に評価も高く、特産品としては広がりも期待しつつ、そういったことが荒廃農地の解消につながればというふうを考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の切山におけるワイナリーの件につきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

西村前町長は、議会の中で一時、不転の決意でということをおっしゃったというふうに私も記憶をしております。ただ、その後、切山においてワイナリーを実施するのは困難であるということも答弁されていたというふうに理解をしており、その旨、地区のほうにも、地域のほうにも御説明をされたと聞いております。したがって、現段階でワイナリーを進めるという事実はございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） そういうことで結構なんですが、しかし、残っている荒廃農地、農業委員会からも出ていると思うんですけども、そういう活用について、善処してもらいたいと思います。非常に小さい町ですので、いろいろなことが問題として出てきていますので、よろしくをお願いします。

最後に、先ほども質問しましたが、町有施設の取組、そして運営方針、将来像についてお聞きしたい。町長就任されてから、こういう将来像について、一言も発表はなかったんですが、そういう点、町長自らそういう将来像についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

町有施設の将来像をどういうふうにご考えておられるのかというお話でございます。

大変難しい問題ではあります。小規模自治体の宿命と申しますか、いずれ統廃合を進めていくなりに廃止なりを考えると、財政的には非常に難しい問題になってくるかなと思います。

ただし、できるだけ住民の方々の生活に支障が生じないような形で、総合的な見地から活用をきちんと考えて図っていくということは必要不可欠なことだと思います。実質上は今後10年間ということですので、総合計画の中で、そうしたことにも当然触れていく必要がご

ざいます。現在、ヒアリングでありますとか、住民のサウンディングでありますとか、そうした結果を踏まえた上での総合計画の中で、具体的にどうしていくかということを決定的にしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、いろいろ問題あって、いろいろ返答してもらったんですけども、やはり笠置町のトップ、町長ですから、強靱な気持ちで町民、また行政のみんなを引っ張っていてもらいたいと思います。その点、いろいろ問題あるかもしれませんが、よろしく申し上げます。これをもって質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

続いて7番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それでは、まず予算の目的外使用ということでお聞きします。

これは5月、今年から監査結果をネットで公表されたのを見たら、そういったことが載っておりました。ここにもコピーしてありますけれども、昨年9月議会で上程され可決されたいこいの館の修繕料140万円余りが、なぜほかの修繕事業に使われたのか、まずどこに使われたのかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃっていただきましたとおり、昨年9月の補正におきまして計上させていただいたいこいの館の修繕料140万2,000円につきましては、高圧ケーブル並びに高圧コンデンサーの取替え費用並びに高圧ケーブルの引抜きが可能かを調査する費用となっております。しかしながら、高圧ケーブルの調査は実施させていただいたものの、本体工事の実施には至らず、その一部については、いこいの館設備の小修繕に使わせていただいたところでございます。

具体的には、突発的に発生をいたしましたいこいの館の受水槽やトイレ、汚水管、それと自動扉の開閉装置、2階音響設備機器、いこい施設内の電話設備など合計6件の修理に約42万5,000円を使用したということでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

これが、高圧ケーブルの喫緊の予算に、どちらが大事なんですか。トイレとか自動扉とか。

これは、私がたまたま去年2月4日に前町長から電話いただいて、いこいの館の塩素のお風呂装置が壊れているからといって、ボイラー室に入ったら水浸しだったんです。そこにたまたま電気、毎月かどうかは知りませんが、点検来られる方が、町に言ったってこういうことしてくれないと、私はこういう人間ですからと言ったらコピーを頂いたんですよ。電気管理事務所の方から。この方の代弁ということもあって、もし事故ったらこの方の責任にもなると思うんですよ。

1番これ、今さっきおっしゃったように高圧ケーブル、そのときにわざわざ中に入っていたのを外に連れて行って、あとのトランスが何かあれば、あの近隣の家がみんな停電になると。そういうことをおっしゃった。これが2011年までにやっておかなあかんやつなんです。そのほかにも、2011年までにやる部分がたくさんあるんですよ。この文書を持ってはるかどうかわかりませんが、私がたまたま、その業者の方から頂いて今持っていますけれども。これも去年の委員会のときに説明しました。なぜこれが緊急でないんですか。もし事故って感電とか、こういうことも言っておられました。私は、そのボイラー室に入ったら水浸しになってたんですけれども、入っていきこうと思ったらえらい怒られたんですよ。感電する場合があります。だから、それほど真剣になって毎月点検、毎月かどうかは分からなくても、点検されて、こういった資料を頂いておるんですよ。これを見れば、ほとんどが2011年までに法律上というか、やっておかなあかんというか、そういうことを書いてあるんですよ。特にさっき何遍もいいましたように、高圧ケーブルというのは、これが2011年で、更新推奨期限が2015年中となっておるんですよ。だから、もう既に8年、9年過ぎておるんですよ。緊急でやるべき予算を何でトイレとか自動扉とかの予算に使うんですか。

先ほど住民の安心・安全とかいう言葉はありましたけれども、電気というのは、停電になって感電とかした場合、どうするんですか。それが重要、そのために予算つけていただいたんじゃないんですか。私は、私もしかりだけれども、先ほどの電気管理者の代弁もしておきます。この人も、もし事故ったらこの人の責任にもなるかも分からないから、こういう予算つけているわけですよ。なぜこういうことになるんですか。もう一度答弁願います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの大倉議員の御質問でございます。

おっしゃっていただいておりますとおり、当然、安全面に關わる問題でございますので、何よりも最優先でやる必要があったのではないかというふうに思っております。今後、この

ようなことのないように十分注意をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） この際、ちょっと議長から申し上げます。挙手される方は、答弁される方は大きな声で言ってもらわないと、誰が答弁するのか分からないので、そのところをひとつ御了解いただきたいと思います。

大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それで、午前中に向出議員の質問で副町長が、適化法違反のときに職員力の向上とおっしゃっていました。この制度できたのはたしか2年ほど前に、4万円か何がしの使途不明とか失ったとか、そういうことがあってからこれできたと思うんです。できている最中のまだ1年後にこういうことが、本当に職員力の向上となっているんですか。どういう指導をされているんですか。まだ1年たってこういう、日本国中探しても恐らくこういった市町村でこんなことはやっていないと思いますよ。予算の流用とかこういうことはあっても、目的外の利用ってもってのほかですよ。副町長、職員力の向上の成果というか、何も出ていないですよ。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員力向上、何の成果も出ていないではないか、まずこれですけれども、成果は確実に出てきております。私どもが知る範囲では、やはり決裁の仕方、そしてやはり職員としての基本的な接遇マナー等、格段に向上してきていると思っております。何より、今、監査のほうからも御指摘はいただいておりますけれども、複数の職員で起案をチェックしていく、主担当、副担当どうなのかといったことを起案上明確にし、そして判こを押し、責任をもってそういった方々が決裁を廻していくという仕組みは定着をしてきました。それをやはりもっと中身の濃いものにしていく必要があるんだろうと思っております。今回、こういう問題が職員力向上プロジェクトをやっているさなかに起こった、一体どういうことなんだということでございますけれども、職員力向上は全般的に、やはりそういう役場の中の決裁の仕組みであるとか、意識の改革でありますとか、マナーの向上でありますとか、それぞれの資質の向上といったような目的に、階層別の人材育成、そして専門別の人材育成に取り組んできたわけでございます。

ただ、こういう事例が起こったということに関しましては、そういったところに目が行き

届いていなかったということで、大変反省すべき材料であると考えております。この件が起こったということを深く受け止めて、予算の執行、あるいは予算の組立て、財務会計に関する専門的な研修、あるいは資質の向上については、より一層力を入れていかなければならない、そういう課題であると認識しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

監査の結果のところ、こういったこと書いてあるんですよ。修繕事業に係る稟議、合議とか決裁の提示を求めたのであるが、起工伺いがなく、事業実施後に報告文書として町長に廻しているだけの状態であったと、監査の結果、このように書いています。情けないことですよ。事業をやる場合、決裁をずっと順次上げていくんですよ。それが無いというのは、あと事後報告があるだけで、だから監査の方も大分、ゆるやかにはいろいろ書いていますけれども、厳しくやはり書いています。

本当に、先ほど反省すべきはするとかおっしゃるけれども、そうじゃなしに、実際こういうことが起きるといことは、体質的にどうなのかということなんですよ。ネットで今年から監査の結果が毎月公表されていますので、一発目の5月にこういうことが書かれております。本当に情けないというか、これが全国でやはりネット見られる方がいたら情けないというか、適化法の違反と一緒に、こんなことが笠置町やはりやっているのかと、こういうことのないようにやっていただきたい。本当ですよ。もう我々町民としても、議員としても情けないというか、恥ずかしいというか。町長、どうですか。本当にこういうことのないように宣言だけでも、あとの長い話は答弁いいけれども、本当にこういうことが今後ないように、これから新しい町長になったのですから、そういうことを宣言だけでもやっていただけますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

この予算の流用の問題に限ってお答えするわけですが、総務省からの文書、あれを解析した上で、実際にその予算の執行運用をどういうふうになっているのかということをお早い段階で私も把握しております。当該修繕費についての流用についてですが、1つは修繕費、いわゆる需要費について、ある程度余裕をもった予算の策定ができていたのかどうかということについては1点目でございます。

それから、7万幾らか、4,000円やったか2,000円やったか忘れちゃったけれども、

専決処分で予算組んでおられます。その後、高圧ケーブルの修繕ということで議会で予算通していただいて、予算が成立したと。その予算について、何度も何度も流用が繰り返されて、肝心の修繕ができていなかったということを早い段階で承知しておりましたので、就任してまもなくのときでしたが、基本的には流用は認めませんよと、せっかく予算つけていただいているのに、それを流用して、本来やるべき事業をしない、できないというようなことになったらいけませんから、それは議会軽視にもつながりません、住民軽視にもつながりません、それはやってはいけませんということで、予算の流用については、私自身も一つずつ説明書をチェックしております。

どうしても流用しなければいけないケースというのはございます。例えば、先ほど申しました当初予算で需用費見ていないというような事案も生じてまいります。仮にどうしても流用しなければいけないということであるならば、それについての財政的な措置をできるだけ早い時期にやるべきでした。それができていなかったがために、結局本体である高圧ケーブルの更新事業ができていないと。これは1つには、高圧ケーブルが抜けるかどうかというテストが遅くなってしまったということも原因としてあったようですけども、現実問題、高圧ケーブルの更新ができていないのならば、それはそれで必要な事案として、予算を翌年度に繰り越しておくべきではなかったのかということも含め、これははっきり言って職員の資質の問題です。単に職員の一個人の問題として捉えるわけではなくて、組織全体の問題としてやはり考えていかんとあかん問題やというふうに私自身認識しております。

何度か、全職員に宛てて私のほうから具体的に指示文書出しております。予算の流用等を認めないということも含めて、予算の目的外執行をするのであるとか、ずさんな会計処理を執行しないように、こういうことに気をつけなさいというようなことも含めまして、具体的に指示しております。それでもやはり失敗する職員は出てくるので、失敗した職員については、それは全庁的な問題として、なぜそのような失敗が起きたのか、それが二度と起きひんためには、どういうふうにしていったらいいのかということ職員全員で考えなさいというふうにならざるにずっと指示してきたところでございます。人間ですので、必ずどこかでヒューマンエラーというのは起こしてしまうわけです。致命的な大きな失敗にならないように最大限の注意を払ってまいります。これは、一人一人についても、職員全体についても同じことが言えると思います。そういうことで御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

町長、私が言っているのは、予算の流用と違って、目的外利用のことを言っているんですよ。これは流用ではなしに目的外利用ですよ。目的外利用のことを言っているんですよ。これ、このように監査の結果も書いているんですよ。流用というのは、総務財政課長、予算の、地方自治法にありますけれども、答弁願えますか。流用というのはどういうことか。言いましょうか。だから、予算の流用というのは、総務財政課長、どのように考えておられるのか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算の流用とはということで、地方自治法の第220条にその文面がございます。歳出予算の経費の金額については、各款の間、または各項の間において相互にこれを流用することはできない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額については、予算の執行上必要があるという場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用ができるというふうに地方自治法のほうには記載されております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今、地方自治法第220条とおっしゃったけれども、私の地方自治法の解説がちょっと古いのかどうか分からんけれども、第215条に予算の内容というところで、古いか分かりませんよ、改正になっているか分かりませんが、今、第220条とおっしゃったから、私のは第215条、古いか分かりませんが。そこにはやはり、会計予算の各項の経費の金額の流用とあるんですよ。今でも変わっていないと思いますけれども。

だから、流用というのは、確かに我々もやってきましたけれども、余ったら、それは短期間内にその予算を必ず使いなさいではないんですよ。やはり余れば、その町の執行の部分が認められるか、いちいち議会にそんな小さいことも付議することなく、町長が必要において流用できるんですよ、それは。小さいことは。そういうこともここに書いております。だから、そういったことが流用であって、これは目的外利用。明らかに。第215条には、分かりませんが、私の持っているのはそういうことで、それは構いませんけれども、そういうことです。予算流用しているのは、やはり認められているんです。それは構いません。我々もやってきましたから。

だから、この件は一応、また町民の皆さん方も、ネットで今年4月から監査の毎月検査結果を出されております。もし持っている方は、見られていただいたら、厳しくやはり指摘さ

れております。私が言う以上に指摘されております。また機会があれば見てください。

次に、笠置町の2030年、2040年に向けてということで、大々的にそうしたええ格好して書いていますけれども、まず平成の大合併の検証でお聞きしたいと思いますけれども、答えがあるかどうか。この平成の大合併のときに笠置町が木津川市に合併できなかったが、合併を選択できなかった理由は何であるかとお考えですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの大倉議員の御質問です。

なぜ合併できなかったかという御質問ですが、経緯だけ申しますと、平成14年12月24日、木津町が法定協議会に移行する議案を否決したということに尽きます。他の6町村は可決いたしております。要するに、形だけを見れば木津町が反対したということでございます。

なぜ反対したかについて、それは各議会がそういうふう判断されたということなので、私にとにかく言う問題ではないかと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

私が新聞報道で知ったんですけれども、今年1月にある報道関係が、平成の大合併の検証調査というのをやられておるんです。それによると、合併できなかった309団体の自治体の理由というのは、1番目には、単独で運営していくことが可能、これはやはり精華町みたいなところがそういうことでしょうね。ちょっと分からないけれども。2番目には、合併の相手候補に断られた。3番目には、住民の意見が集約できなかった。特に小規模、笠置町みたいな小さな自治体では、断られたという答えが最も多いということの一応検証結果が出ております。

だから、精華町の話もしましたけれども、今、精華町の人口は3万7,000人ぐらいです。木津川市が今7万8,000人ぐらいです。この東と西の格差がだんだんと、人口的にもいろいろな面で格差ができてきているように思います。

例えば、この前も言いましたけれども、城山台小学校は平成26年に69人の人数で開校しております。去年か一昨年か、5周年の何か記念の、私、木津川市の人に見せてもらいましたけれども、たくさんの小学生と学校校庭写ったものがありました。だから、その格差が、そして笠置町の人口は今、城山台小学校と、あと一、二年したら同じぐらいになる予定、1,200人。これがあと5年したら1,800人とやられております。すごい人数、それ

がいいか悪いかは別にして、そういった状況の中であります。それから本当に東と西、物すごく人口的にもいろいろな面で格差ができたというのは実態ではないでしょうか。

そして、合併は必要であったという全国の検証結果が半数に迫っている。それは、財政的に運営ができなかった、高度化する政策課題の解決には人材育成などが不可欠だが、小規模自治体だけでは対応が難しいなど、今まさに笠置町は人口減少と自主財源に乏しい。今後なかなか難しいですけれども、どのようにかじを取っていかれるのか。なかなかすぐには答えは出ないと思いますけれども、もしよければ、答えがなければ、出ないと思いますけれども、なければ結構ですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの大倉議員の御質問です。

平成16年3月に、東部3町村から、今後の地域の自立を目指す上での在り方について、市町村行政改革審議会というところに御相談を、要するに助言を求めるということで要請されております。それで、経緯だけ説明いたしますと、3町村のスケールメリット、2020年で推計人口約7,000人と、実数はもう少し多いわけですが、その程度になっておると。いろいろな課題がやはり出てきます。少子高齢化の問題でありますとか、生活圏の問題、合併の必要性があるかどうか。一体性の問題、いろいろ問題も提起されておるわけですが、最終的に平成17年1月5日に相楽地域合併問題協議会というものが開催されました。その中で、木津町、加茂町、山城町の3町合併を第1段階として、2段階合併を目指すということで確認されておるというところでございます。

その後、合併についての具体的な話の進展というのはいないわけですが、今後、少なくとも東部3町村どういう形で連携しながら、相楽は1つということで合併を目指していくのかというのは、必ず議題に上がってくると思います。ただし、やはりスケールメリットの問題がございまして、東部3町村だけの合併というのはあまり具体性がないのかなというふうに私自身は感じております。恐らく、数年先には合併を前提としてお話がまた、それぞれの自治体で議題に上がってくるかなというふうには感じておりますが、今のところ、そういう動きが具体化しておりませんので、現在の体制で努力していくしかございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

この合併できなかった代わりに、先ほど今、最後に現代の体制でとおっしゃったけれども、

その後、広域連携、私も入っていますけれども、相楽広域事務組合とか、東部連合とか、定住自立圏とか、相楽東部未来づくりセンターなど、やはり行政が逆に複雑になってきているのではないかと思います。笠置町の職員の定数のことを考えれば、本当に職員の定数と、それからいわゆる各組合の分担金とかはおそらく増えていると思うんです。当時は、教育長が1人で済むからという話は聞きました。3町村の中で教育長は1人で済むからという話、一応聞きました。広域連合できたときには。だから予算が縮小というか助かるという話とか。ところが、だんだんとやはり予算の、そして分担金が増えているのではないかと。計算はしていませんけれども、多分増えていると思います。

そして、相楽東部未来づくりセンターができて、当時、職員の定数が48人やったのが、50人になったわけです。2人増えました。これがたしか三、四年前ですか、2人増えました。だから、それだけの人件費が。

だから、本当にどれがどうこうではないけれども、相楽東部未来づくりセンターというのが、どのような立ち位置で、例えば本当にリーダーシップを取って3か町村をまとめていくというか、我々には見えてこないんですよ。本当言って。

例えば、変な言い方しますけれども、私、二、三年前に、ちょっと余談ですけども、宇陀市の旧小学校行ったときに、校庭に1,200本の全国、世界の紅葉が植えてあるんですよ。そこに行ったときに、未来づくりセンターの方の名刺が置いてあったんですよ。先日、この方来られましたよと事務の方がおっしゃった。そこで伺ってみたら、未来づくりセンター。そこには、あまり時間ないけれども、その紅葉は、童仙房紅葉とか、笠置紅葉とかあったんですよ。そうすると、今年初めて、久しぶりに童仙房行った、野殿行ったときに、旧童仙房小学校の横に、その紅葉が植えてあるんです。それが本当に、それも一つの方法か分からんけれども、これが未来づくりセンターのもっと大きく捉えて、それも一つの方法かも分からんけれども、そんなことやなしに、そこを使って大きく育てるというか、そうでないとやはり笠置町は、本当に先ほど町長も言ったように人口が減っていくと。今2020年では7,000人とか、そうですよ。これからますます減っていきます。だから、そういったときに、町長か誰かでもいいんですけども、その効果というのが、こういったいろいろなことをやっていますけれども、その効果はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの大倉議員の広域行政についての御質問です。

令和元年10月30日に地方制度調査会のほうから内閣総理大臣宛てに、市町村合併につ

いての今後の対応方策に関する答申というのが出ております。その中で、平成の大合併以降、平成22年4月以降の町村合併、7件しかありません。合併した市町村の周辺都市、要するに小さい市町村ではますます格差が広がっていっていると。そういう状況の下で、行政サービスの水準を維持していくというのは非常に難しいということで、広域連携でありますとか、それから自主的な市町村の合併、それから都道府県による補完などの議論がされてきたところでございます。

笠置町の周辺でいいますと、国保病院の山城病院でありますとか、ごみ処理の問題、そういう問題でありますとか、観光振興の問題、さらには将来的な水道事業の問題も含めて、どのようにして広域事業を推進していくのかという課題はまだたくさん残っています。そうした問題を一つ一つ解決していくことによって、広域行政のメリットというのは必ず出てまいります。教育委員会の問題に関しましても、3町村で合併しているの、運営コストそのものは下がっていると。物資の購入に関しても、それなりのスケールをもって購入するわけですから、落札単価その他等々で下がってくるという、十分その効能は認められるわけでありますから、どんな効果があるのかと言われると、具体的に数字を持っておりませんが、町村からの要望も含めてしっかり対応していただいているというふうに認識しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

いよいよ本題に入りますけれども、2030年問題、この時分には、今、総合計画を策定されて、来年春に向けてやっていただいておりますけれども、その前にまず2025年問題というのがあるんです。これはなぜかという、団塊の世代が75歳になるわけです。それは日本の人口の高齢化率が2040年には一番高くなるという結果が出ております。そして、笠置町にとっても、今、この前の敬老の日では75歳以上の方が391人だったと思っておりますけれども、今はもう3分の1になっております。2025年には、笠置町も団塊の世代の方がたくさんおられると思っておりますけれども、そういった問題で人口の半数が75歳になるような勢いでございます。

そして、先ほど松本議員のとき、町の人口の変動ということをおっしゃった。大体計算しましたら、大体最近ではマイナス50人ぐらいずつとなっています。だから、そうすると、この50人を10年したら、今1,200人ですから、500人減るということなんです、10年後は。それは今の状況ではそういう数字もらった、聞いたらそういうことでした。そ

のように、人口の減少というのはやはり一番こたえるというか、財政的にも入ってこないということになります。

そういった中で、先ほど言った総合計画がつくられておりますけれども、監査でも、要するにタイトとある、なかなか難しいと書いております。そして、総合計画の令和元年11月の審査というか、人口減少、自立財源に乏しい、将来的により厳しい財政状況になると悲観的なことが述べられているが、現時点ではどのようなことが考えられるか。それは空き家対策とかおっしゃったけれども、なかなか長年空き家対策やってきて難しい状況です。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

大倉議員が言われた資料につきましては、昨年度の地区懇談会で配布させていただいた資料の内容となっております。その内容については、当町の人口については、2016年1月に作成した笠置町の人口ビジョンにおいて示しておりますとおり、2030年には977人、2040年には739人と推計されております。

また、2014年に日本創成会議が発表した資料によりますと、2040年までに20歳から39歳までの女性の人口なんですけれども、女性の人口が5割以上減少すると推計される消滅可能都市ともされております。昨年度の地区懇談会を回った折の資料においては、人口問題のほかに総合的に判断をし、資源制約の内容ということで、そういった議員おっしゃったようなことを記載させていただいたところでございます。

また近年の社会を取り巻く情勢としては、日本全体が人口の減少が一段と加速し、またインフラ施設についても、老朽化や大規模災害のリスクなどの課題が言われており、国においても、地方創生や国土強靱化の取組を進められているところでございます。

また人工知能やIoTなどの技術革新による人々の生活の変化や、さらには今、新型コロナウイルスの感染症の拡大により、電子マネーの普及や在宅勤務、またワーケーションといった新しい働き方が注目されるなど、大きく変化をしているのではないかとこのところでございます。

当笠置町の周辺の状況としては、新名神高速道路の開通、また国道24号の城陽井手木津川バイパスの事業化決定、また京都府総合計画におけるスマートけいはんな広域連携構想などによる人の動きの変化も想定されているところでございます。当町としても、このような社会情勢や周辺地域の状況を踏まえて、公共、市の連携、協働、また広域的な視点から必要

な取組を検討、また推進を図っていきたいというふうに考えております。また今後も引き続き総合計画策定の過程において、具体化を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

次に、今年3月19日にもらった資料で、次期総合戦略ということで、コンパクトタウン構想が掲げられていますけれども、公共施設の統廃合、先ほどの民家とか植村邸とか出ていましたけれども、そういったことも含めて、どのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

コンパクトタウン構想ということですが、大倉議員の御質問にございますが、有名なのが夕張市のコンパクトタウン構想です。市営住宅を全部1か所に集約して運営コストを下げていくというような形で行われたりされておるようです。ただ、笠置町の場合は、少し若干そういうところとは違って、商業集落の活性化をいつまで保持できるかというところに、問題の主眼点があるのかなというふうに感じております。

いわゆる公共施設を1か所に集中してという意味でおっしゃっているのであれば、公共施設の統廃合というのは考えられるわけですが、御承知のように最高浸水深がいこい周辺で9メートル近くになっているということを考えますと、万が一のことを考えると、それはちょっと現実的ではないんじゃないかなというふうに私自身は考えております。何らかの形で公共施設の統廃合を行って管理コストを下げていくということは、将来的には必要かなと思っておりますが、現時点でその考えはございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

現時点ではないということなんですけれども、もう1年1年とあっという間なんですよ。予算というのは人口減少で減っていきます。できるだけ早く構想を練っていただきたい。

次に、2040年問題ですけれども、これは平成26年5月に増田寛也元総務大臣が、2040年には地方自治体の半数が消滅すると。8月25日には地方消滅の冊子、本を出されました。具体的に89団体の市町村が消える、その前に何をすべきかという本を出されました。

この2040年に向けた地方自治体の羅針盤とも言うべき第32次地方制度調査会の答申が、今年6月26日に出されました。それはデジタル化と連携であるという、デジタル技術

は人手不足と財政難に苦しむ自治体の救世主となると言われております。そして京都府などと連携してデジタル技術を導入していただきたいが、どうでしょうか。

国では、デジタル庁というのが創設されました。これがスピードアップされて、どんどん各市町村、都道府県にも来ると思います。昨今の10万円の給付金でも、笠置町はマイナンバーを何人使えたか分かりませんが、恐らくアナログで、私もアナログでしましたけれども、そういったことを考えたら、少子高齢化に対してデジタル化、どうですか。京都府などと連携を、京都府は今、そういった課署があるかどうか分かりませんが、何か今、具体的に進んでいるとか、そんなようなことがあれば。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問でございます。

京都府と連携してのデジタル技術の導入ということでのお話でございます。笠置町においては、京都府や近隣市町村と連携して、財務会計システム、また国民健康保険、住民基本台帳等に関する協働のシステムを導入するなど、デジタル化には取り組んでおります。また京都府においては、令和2年3月に京都府スマート社会推進計画策定され、その中で、府・市町村協働による行政手続オンライン化のさらなる促進等が記載されているところでございます。笠置町といたしましても、引き続き京都府や近隣市町村と連携の上、デジタル技術の導入を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

いろいろ、京都府との令和2年云々おっしゃったけれども、まず、前から言っていますように、来年3月には例規集のパソコン導入できると思いますけれども、それすら笠置町はできていないんですよ。これは私が議員になったときからそう言っていますけれども、いまだにできていない。一応、来年春にはできると楽しみにしているんですけども、その点よろしく願います。

そしてもう一つは連携であります。人的資源が不足する以上、これまでどおり各市町村が単独で行うことは難しい。以前、奈良市との包括協定の話はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

以前、大倉議員に御紹介をいただきまして、前の奈良市の副市長さんに面会をさせていた

だき、そしてその後、奈良市の企画部門と包括協定、あるいは連携についてお話をさせていただきました。結論から申し上げますと、すぐに包括協定を結ぶというのはなかなか難しい、木津川市の例をとってもかなり時間がかかったということもございます。まずは連携できるところからやってみようかということで、向こうの提案もございまして、こちらも、それで進めましょうと。当面、観光をキーワードに連携を進めるということで、現在、特に笠置と隣接をいたします柳生との連携で、奈良市の東部事務所と申しますか、奈良市東部出張所のほうから参画を得て、具体的に行政間の連携を進めていこうと考えております。

この動きに応じて、いろいろな連携の課題というのが恐らく出てくるであろうと、それに
応じて、また本体の企画部のほうと話をさせていただき、包括協定に向けた機運の醸成を図
ってまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

先ほどおっしゃったように副町長と、私も初めて市役所に入ったんですけども、この方は、お願いして、9月にもう退職というかされたんです。そして先日、ある国会議員の方の国会説明会が産業会館であったときに、竹馬の友と、また別の奈良市の副市長、これは私、言えば高校の同級生なんですけれども、五、六年前にその話をお願いしておったんですけども、3年ほど前に退職されたのかな。その方にも、この前会ったときに覚えていただいて、そのことをまたお願いはしておきました。それはどうなるか分かりませんが、また協力をお願い、その方は木津の人なんですけれども、先ほどの方は加茂の方です。そういうことでお願いしております。

次に市町村合併、先ほどから町長も何かいろいろ答弁いただいていたんですけども、こう
いったことをあまり言うのは嫌ですけども、先ほど増田寛也さんの地方消滅の話をしたし、
何年か前に一般質問したんですけども、合併問題は過去のもの、私はやる気はないと言わ
れた方がいます。小学校は1人でも残すと言われた。

それはそのことは置いておいて、市町村合併についての今後の対応方針の答申が、昨年
10月30日に出されています。3, 332の市町村が1, 727の市町村になっています。
その市町村合併の特例に関する法律が、本当は今年3月で終わりだったんですけども、
10年間また延長されております。10年間。だから、今から10年間ですから、そういつ
たことを踏まえて、いろいろな選択肢、私書いていますけれども、できるかできないかは別
にして、やはり検討してもらおうというか、先ほど言ったように2040年には笠置町の人口

は739人と推定されております。しかし、これを先ほども言いましたように、松本さんの答弁のときに、毎年50人が10年間減れば500人減るということは、2030年に700人台、2040年に739人と推定されているより物すごく早く、分かりませんが、このままでいけば。そして、それで3町村の人口は2040年には4,000人ぐらいと推定されております。合併はどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの大倉議員、将来的には合併は可能かどうかということですが、これは相手さんもあることですので、お答えするわけにはいかないと思いますが、合併は方針として常に持つておかなければいけない課題だというふうには感じております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

地方制度調査会の2040年の人口動向ということで、この3か町村は先ほど言ったように、今の現状から60%減ると推定されております。木津川市はまだ先ほど言ったように7万8,000人増えるわけです。精華町は、とんとんからマイナス10%と、2040年には、そんな数値が出ております。

次に、木津川市との合併はできるかどうか分かりませんが、そのお考えはいまだありますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの大倉議員の御質問、木津川市との合併をどのように考えているかということですが、相楽の中核都市としての木津川市の位置づけというのは、今も昔も変わっておりません。相楽は一つやというふうに私もずっと考えておりましたし、現在の3町村が合併し、木津川市になった、それは第1段階やということで、それで相楽の中で統一されていることですので、将来的には木津川市を中心とした合併というものを目指していくべきやというふうには考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

次に、奈良市との合併をどのように考えられるか。以前、もう大分昔ですけども、町のアンケートで、奈良市の合併ということ、私もあったのでそこに丸しました。それやはり覚えておられる方もおられます。これはどのように考えられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 大倉議員の御質問です。

どういった枠組みで合併を考えるのか、都道府県の枠組みを超えてそれでもやっていくのかというのは、あらゆる選択肢のうちの一つです。岐阜と長野の間で県境を超えて市町村合併されたという例も実際ございましたから、枠組みの一つとして、選択肢の一つとしてあるというふうには思いますが、現在の笠置町に置かれている近隣町村との経済的文化的な関係性、または歴史的な相楽のいろいろな協議会でありますとか、広域連携の状態から考えて、奈良市との合併はあくまでも選択肢の一つとしてはあるでしょうけれども、現実的ではないというふうに判断しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

先ほど副町長に奈良市との包括協定の関係答弁いただきましたけれども、私、これは含みがある。これは頭の中にやはり前の町のアンケートで、奈良市との合併というのがあったので、奈良市と包括協定を結んで、いずれうまいこといけば、いくことがあるかどうか分かりませんが、奈良市との合併、やはりそれは町民の方も望んでおられる方もおられます。我々は、小さいときからやはり奈良市、奈良文化、遊びでも映画なんかも何でも遊びの奈良だったんですよ。だから、そういった部分で物すごく身近というか、そういうあれがあるので、町民の方もおっしゃるのか知りませんが、やはり奈良市という方がおられる。だから、私もそういう形で、分かりませんが、包括協定というのはその含みも私は自分なりに一応持ってはいるので、それはなかなか難しいですけれども、だから、この3つ言いましたように、町長答弁いただいたように、これはなかなか難しい問題です。私も逆に言われたらどう答えたか分かりません。なかなか。

それともう一つ、町民の方が真剣に考えておられる方はおられます。何人か。これはもう笠置町としては、2040年には600人になるのであれば、町としてどうなるか。京都府の傘下に入って、例えば京都府笠置出張所のようなことも、そういうこともおっしゃられる方おる。私もそれは一理思っております。そういう方もおられます。

だから、一応京都府と今言った合併、連帯、京都府の出張所というか、これは何になるかはまた別にして、いずれ、もう近々に、やはり総合計画もやっておられましたけれども、近々にやるべきだと思うんですけども、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの大倉議員の御質問です。

京都府の傘下に入りというのは、具体的に私イメージできないんですが、これは京都府の直轄の自治体ということで理解させてもらってよろしいですか。反問権の辺で聞いたらあかんということやったら駄目ですが。笠置町は、あくまでも笠置町として近隣市町村との連携を深めていく中で、将来像をどういうふうな笠置町の姿を見いだしていけばいいのか。合併協議についても、同様のことが言えると思います。人事交流についても、何も先ほど奈良市とのお話が出てきましたが、笠置町はトンネルから向こうの経済圏、伊賀市なので、伊賀との連携ということも考えていかんとあかんわけですし、当然、柳生とか奈良市との連携もございます。しかし、あくまでも核になるのは、相楽南山城エリアが中心でございますので、その枠組の中で将来どうしていくのかということを考えていくというのが一番現実的であり、妥当な考え方だと思います。

京都府笠置出張所というのが、京都府の出先機関を置いてもらうというようなことでありますとか、京都府からの人的な支援をお願いするというのであれば、それはそれで、そうした形での行政運営というのは可能やとは思いますが、交流の人を増やすということになりますと、行政の継続性について若干の問題が生じるんじゃないかなというふうに考えます。

ただし、大きなものを見方をしてほしい、職員一人一人、単に笠置町のことだけを見やんと、大きな目で物事を見てほしいという、そういう希望がございます。したがって、できるだけ機会をもって、人事交流でありますとか、研修制度を利用して、大きなスケールで物事が見ていけるような職員を育てていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 最後に一応、やはり地方制度調査会答申、読んでおられると思いますけれども、これを参考に、やはり全国的に厳しい情勢です。当然、笠置町も全国で一、二位を争う。ですから、その辺のところを加味して、今後とも人口減少、財政事情を考えて運営を図っていただきたいと思います。時間が来ましたので、これで終わります。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時23分

再 開 午後2時36分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

1 番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それでは、通告書に従いまして、私は3項目について御質問させていただきます。

まず、1項目、防災対応についてお伺いいたします。

この防災につきましましては、9月に入りまして台風シーズンとなり、9号、10号と連続で被害をもたらしている中であります。そしてまた、今、12号というのも来ておりますけれども、何とか外れそうやなとほっとしているところです。

そういう中で、以下3点について確認したいと思います。

まず1点目、笠置町内の砂防堰堤の管理と保守、この辺の体系はどのようになっているのか。また笠置町内の砂防ダムは何か所あるのかお伺いしたいと思います。

それから2点目、これは関連しているんですけども、北笠置の上津地内の砂防堰堤で、漏水しまして町道に流出するという事象が発生しております。これは、府民協働型で対策を要望して、区長から出してもらっておりますが、この結果、他事業で対応するというような返答は来ているんですけども、具体的に何をどういうふうに行っていくのか、そういうところは全然分かりませんので、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから3点目は、これは国のほうでも進められておりますが、ダムの事前放流について、これをお聞きしたいと思います。今、笠置町と高山ダムとの連携はどのように取られているのか。その辺について、お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置町内の砂防堰堤の管理と保守、どのようになっているかというような御質問でございます。

笠置町内の砂防堰堤を管理している京都府山城南土木事務所に確認いたしましたところ、年に1回程度、職員により土砂の堆積状況など巡視点検を行っているとのことでした。特に今年度は、専門業者による砂防施設の一斉点検が予定されており、笠置町内の砂防堰堤も点検が実施されます。また、笠置町内での京都府山城南土木事務所が所管する砂防堰堤は、32基あると聞いております。

次に、2点目でございます。

北笠置上津地区の砂防堰堤の漏水、対策はどうなっているかと、今後、要望したがどうなっているかということでございます。笠置上津地区の砂防堰堤は、中の谷川砂防堰堤でござ

いまして、京都府の管理する砂防ダムであります。昨年の夏頃から中の谷川堰堤の下の町道笠置上津線に頻繁に水が流れることが確認されており、町としましても、山城南土木事務所に調査の要望を行っていたところです。

また本年、4月初旬には北部区から同様の相談並びに状況調査や対策の要望を受けまして、改めて山城南土木事務所に状況確認を依頼いたしました。4月末に山城南土木事務所が現地調査を実施し、これを受けまして、6月初旬にまずは砂防堰堤の下のほうの排水溝から土砂を撤去し、水を抜く作業を実施いたしましたが、堆積土砂など容易に除去することができず、改善には至りませんでした。その後、町としましても、流出が顕著に見られるときなど状況を報告し、早急な対応を要望してきたところです。先ほど西岡議員がおっしゃいましたように、北部区では令和2年度府民協働型インフラ保全事業に提案され、京都府からは他事業による実施という回答を得られています。

先日、今後の対応を再度、山城南土木事務所に確認いたしましたところ、至急、次の対応を検討するという回答がございまして、先週、16日に専門業者による現地調査が実施されたところです。山城南土木事務所によりますと、調査結果から、堰堤からの漏水やクラックなどの異常は見られなかったとの第一報をいただいております。今後は、調査結果を検証し、管理者として経過を見ながら、次の対応を検討したいとのこととございます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） 西岡議員からの御質問、3点目のダムの事前放流についての笠置町と高山ダムとの連携は取れているのかということとございます。連携は取れております。昨年度、11月から3回にわたって高山ダムのほうから説明を受けておりまして、事業、今年度、令和2年度から運用開始をされております。

まず事前放流なんですけれども、事前放流とは、治水の計画規模を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川における洪水被害の防止、軽減を目的とされております。事前放流を行うことによって、ダムの貯水位を下げ、洪水をため込める容量が確保できたことによって、異常洪水時防災操作開始を遅らせることが可能となっております。また実施される場合におきましては、事前に高山ダムのほうから、私宛てに電話連絡あるとともに、役場のほうにもファクスの通知がございまして、そこから町長、副町長や関係各課長に連絡を取って、連携をしていく手はずとなっております。また、通常の放流と違ったサイレン等でのお知らせもあるというふう聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それでは、まず 1 点目の保守管理です。これは、年に 1 回ほどやっておられるということですが、3 2 か所あるんですね、笠置町内。これ、その保守点検した後の報告なんかは町としてはもらっておるんですか。もしもらっておるんだったら、この今、北笠置で起きているダムの漏水なんかはどうなっておったんですか。全然見られていなかったということになるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

砂防堰堤の点検は、先ほど申し上げましたとおり、年 1 回程度職員により実施されているというふうに聞いております。その巡視点検の報告につきましては、定期的な報告というのは京都府のほうからはいただいております。しかしながら、今回のような専門業者の一斉点検というところにおきましては、やはり付近に住まわれている住民さんとか、各区のほうでも心配されているところもございますので、そういった異常が見られたり、状況がどうなんだというようなことも、確認、把握しておきたいというふうな報告もしたいと思っておりますので、そういったことは、今まではいただいておりますが、要望して、京都府の点検結果というのを集めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） その件につきましては、これ、私も現地の砂防ダムを見に行きました。

そうしたら、もう砂防ダムではないんです。貯水池ダムですよ、あれは。もうダム一面に水がたまってしまうておるんですよ。それで、その水が側壁というか、ダムの横の山のところから染み込んで、住民の畑のところへ漏れて出てきているということで、町道へ流れてきておったんです。今、雨が降っていないときは少ないけれども、あれが雨が多くなったりして集中豪雨とか来たら、たちまちあそこからもっと出てくるんじゃないかと。そうすると、この町道も暗渠になっています。そやからもう、暗渠で谷はつながっています、小学校からの排水のところは全然掃除もされていないし。だから、あんなもの、すぐ道路はもう川になりますよ、あれ。そやから、至急対策打ってもらわんとあかんと思うんですよ。災害が起ってからでは遅いですよ。

そやから、年に 1 回点検しているということだけでも、あんな貯水ダムになっておるような状況で、問題ないのかどうか。あれ、当初は下の排水の管路から水は出ていました。今

はもうほとんど出ていません。一番上の横断歩道の管路も少ないぐらいになっています。2つあるけれども。そういう状態だから、あれ。

私、以前議長のとときに、木津川上流の会議で行って質問したことあるんですよ。砂防ダムにたまった砂、土砂は取らんとあかんのちがうのかという質問をしたんですけども、そのときの回答では、砂防ダムというのは土砂を止めておって、たまった状態で、それで機能を果たしていますのでという回答やった。それやったらそうかなと。そうしたら、これ以上あと土砂が流れてきたらどうすんの言うたら、そういう状態になったら、またもう一つ上へ砂防堰堤をつくらんとあかんと、こういう回答をされておったわけです。そやから、これは年に1回点検して、ああいう今のようなダムの状態になっておったら、あれは絶対何とかせんとあかん思うでしょう。貯水ダムだ、あんなもの。水がいっぱいたまっておるんですよ。

せやから、至急はよ、どういう対策打つのか、回答欲しいんですが、他事業でこれ実施する言って回答くれていますけれども、どういうふうにするのか。一回、排水する何か作業来たらしいけれども、全然効果なくて、できひんということやから、どうするのか。その辺の対策を至急打ってもらわんと、他事業より実施するというだけの回答もらったって、私ら安心して過ごせませんよ。もし崩れて出てきたら、この役場の庁舎だって危ないんですよ。そこらをもうちよつと真剣に言ってもらわんとあかんと思う。

それと32か所あるんやけれども、ほかにはそういうところないんですか。点検行きはったら。聞きはったか。そういうことを、1か所でこういう状態が出たら、ほかはどうもないかということ点を点検せんとあかん。それはどうなんですか。やれていますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

京都府の山城南土木事務所の管理している32か所がございます。点検も年に1回程度、定期的に行われている。また、今回のような専門業者の一斉点検というも行われる。そういった中で、異常があれば当然報告が来て、その対策というのを講じられる。それが今の段階ではどことも聞いておりませんので、異常がないものというふうに認識しております。

また、数か所、先ほど西岡議員おっしゃいましたように、砂防堰堤で土砂が堆積していて、このままでは大丈夫なのかというような心配をされる地区の方おられます。そういった御相談もこれまでもありました。そういったときには、土木事務所が現地、当然町のほうもいろいろ区との間に入った中で、そういう心配をされているので、至急確認してほしいというような助言をしながら、京都府のほうに現地調査に入らせていただいております。そういった中

でも、この堆積はまだ危険なといいますか、しゅんせつの必要な堆積ではないというような状況を見ながら、そういう判断をして、回答を返していただいたり、いろいろなことをしていただいております。そういったことで、町も、ましてやまた地域でも、そういうことが気づかれたり、見つけたりした場合は、京都府のほうに情報提供しながら、住民さんの安心・安全をできるだけ確保できるように努めていきたいと思っております。

また、中の谷川の砂防堰堤につきましても、今後も流水が顕著に見られる場合など、また堰堤付近の状況、変化が見られるときなど、随時山城南土木事務所に対し、情報提供を行い、北部区長さんと連携を持ちながら、必要な、今、西岡議員言われておりましたような要望とこのを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） ひとつ、それをよろしゅう頼みます。

この上津の砂防堰堤の対策、他事業で実施するとなっているけれども、具体的に何をどういうふうにしようかとしているのをちょっと確認しておいてください。できているの。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、先週の16日に専門業者による現地調査というのが実施されました。京都府といたしましては他事業、取りあえず状況、砂防堰堤から漏水がしていないかというようなことをまずは確認したいと、そういった中で専門業者が現に調査に入っております。そういった中で先ほども御報告させてもらいましたように、第一報ではございますけれども、堰堤からの漏水であったり、堰堤のクラックであったり、そういったことの堰堤については異常が見られないというふうな報告をいただいております。

その後の対策、対応はどうなるんやということも、当然私ももう一度突っ込んで聞いてみたところなんですけれども、今後はこういう調査結果、まだ第一報ですけれども、そういったことを検証して、管理者としてちょっと経過を見ながら、次の対応というのをまた考えていきたい。今は取りあえず調査が完了しましたということで、一旦経過観察していきたいというような状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） ちょっと、それはあかんよ。現地調査やって、何もせんと様子を見ていくということですか。これ、実際にここから漏水してきているというのは、ちゃんと我々も見ているんですよ。そのときは、ダムの水がどの辺まであったかどうか知らんけれども、い

つ来はったかしらんけれども、雨が降っていないときやったら、そこまで漏れるだけの水かさが無いのかも分からへん。そんな調査の仕方で見えていくって、これは町道に水が流れてきたのは何回も見ているやろう、課長も。そんなもので現状を見るだけで監視していくだけでええの。どう思っているの。あれ、こっちへちょっと漏れているところから溝を掘って仮に向こうへ谷に流れるようにしてあるから、こちらへ出てきてへんだけの問題とちがうの。これ、写真も持っている。ここにもあるけれども。漏れて漏水しているのは事実だから。我々、ちゃんと現場を見てきたんだから。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

私も現地のほう、土木事務所と一緒に確認させていただいておりますし、水が流れているとき、ほぼ毎日、現状を見ております。そういった中で、西岡議員おっしゃるような思いというのは私も当然持っております。やはり次の対応を考えてほしい。で、一旦やられたような排水溝の水抜きという作業というのも当然、今、堰堤のほうに異常がないのであれば、あの漏れている水、砂防堰堤の構造というのは、岩を切って、その上に砂防堰堤というのは乗っているらしいんです。ですから、そういった堰堤の周りから漏水するというのは、土木いわく考えられへん、なかなか可能性としては非常に少ないというような構造らしいです。

しかしながら、現に流れているのは事実ですし、西岡議員おっしゃいましたように、下のほうで水を切って、区長さんも私もやっていますけれども、下に流れないようないろいろな工夫をして、いろいろこれまでも対応してきたところです。そういった意味で、あの水、何とか対応してもらえないかという思いは当然持っておりますので、この調査結果、この回答お受けまして私もお話しさせてもらっています。現状、今、担当課長から返ってきた回答は今、お話しさせてもらったとおりです。

ただ、やはりその原因というのは違うところから水道ができて、そこから流れているのではないかといろいろな見解はされているところなんです。京都府としては一旦調査が完了したのでということで、もう一度この調査結果を精査した中で、また詳しいことは報告いただけたらと思うんですけども、ただ、そういった流水が顕著である、流水がとどまったわけではございませんので、対策は取られたわけではございませんので、そういった中で先ほどもお話しさせてもらったように、北部区長さんと連携しながら、さらなる要望というのをやはり上げていきたい、そういうふうには考えております。

そういったことで、今すぐに、次にはこういう対応というお答えはできませんけれども、

区長さんとまた相談させてもらいながら、府民協働、また後期もごございますので、今さらなる対応をとということでまた要望も、また町からの要望としても上げていくことも検討したいと思っておりますので、その点はまた御理解いただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

これ、一応正式に南土木事務所から区長宛てに文書が来ています。そうしたら、ここには一応、他事業で実施するという事になっていますから、その後、もう一回現地調査して、やらんでも、現地の様子を見ていくだけでいいと言うのやったら、それをちゃんと話ししに、土木事務所から来てもらってください。区長呼んでおくから。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この調査報告の結果並びに今後のことにつきまして、山城南土木事務所に依頼いたしまして、要望、提案いただいた区長さんのほうに、その結果なり今後の方向性について、きっちり説明していただくように依頼していきたいと思ひます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

そうしたら、3 点目の事前放流の件ですけれども、これも連携は取れていると。それで、事前放流される時に町のほうへ連絡は入るようになっているわけですね。分かりました。

そうしたら、もう一点だけ聞きたいんやけれども、その事前放流というのは、ダムがちゃんと気象情報とかいろいろなことを計算されてやれると思うんやけれども、笠置町としては、どの辺まで浸水するんやったら事前放流してほしいなという、そういう何か基準はあるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事前放流をするに当たっても、一定の決まりごとがございます、ダムからの放出量が、最大で1, 300 立方メートルまでが洪水調節で限度として放流されるということになります。ですので、事前放流が行われますと、潜没橋が浸かってしまうということもありますので、ダムからも飛鳥路地区のほうへも説明のほう行っていただきまして、説明会のほうを開催していただいております。大体ダムから200 立方メートル、潜没橋が浸かるか浸から

ないかぐらいまでになるのが大体約2時間半ぐらいというところで、そこから1時間をキープするといいますか、すぐ上げるのではなくて、やはりキープをさせていただいて、大体、放流を開始してから約3時間ほどまでは飛鳥路の潜没橋が浸からないというようなことでの打合せはさせていただいています。その中で、また住民に周知等をさせていただいて、対応していただくという形になるかと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） この件については、難しいと思うんやけれども、何を言いたいかいったら、今おっしゃったように潜没橋は浸からない程度の事前放流を行うということは認識してくれているわけや。我々が言いたいのは、多分北笠置なんかいったら、あそこの橋の下にある畑です。あの辺が浸からんように放流してくれたら一番助かるわけだ。去年の台風19号でも浸かってしまった。全部、全滅です。だから、そういうふうな何か、そこを浸からんようにほんまは台風19号のときも事前放流をやっておいてもらったら、台風が来たときの大雨に持ちこたえることができるわけだ。これは大変難しいと思うよ。そうやけれども、その辺の笠置町として、どの辺を浸からんような調整をお願いしたいということはやっておられるのか、それを聞いたかったんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問ですけれども、潜没橋が浸からないというのではなくて、潜没橋は事前放流によって沈むことが前提となってきます。ただ、沈むに当たっても、安全確保に対応するために、事前放流の連絡が入ってから約3時間ぐらいは浸からないような調整をダムのほうでしていただくというような段取りというふうになっております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

分かりました。それで、事前放流をやってもらっているので、できるだけ我々としては、畑であっても浸からんように、被害が起こらんように調整してもらえたら一番助かるんですよ。その辺をちょっとお願いしておきたいと思います。この件についてはこれで終わります。それでは、次に移ります。

2項目めは、いこいの指定管理料の返還についてお伺いします。これは、先ほどの議員の質問の中でも出ていましたので、ある程度の方向性は分かっていますけれども、もう一度、私、再度確認したいと思います。

この件につきましては、先ほども出ていますけれども、住民監査請求まで出てきた問題なんです。これで住民監査請求をやって、その結果、令和2年7月28日、この日に監査としては、令和2年の10月31日までに訴訟の手続を取るよう勧告したということになっております。それからもう約2か月たちます。その間、どういう動きをされたのか。先ほどの話では、10月に臨時議会を開く予定だという町長の御答弁ありましたけれども、どういう方向で進んでいるのか。それで、10月31日までに訴訟の手続は完全にちゃんとできるのかどうか。その辺と、先ほどの副町長の答弁では、裁判になったとしても2年や3年で終わるかどうかわからないというようなお話ありましたけれども、こんなもので2年も3年もかかっていたらあかん。指定管理料みたいな返還してもらうのは当然でしょう。早いこと、けりつけてください。どういう今、経緯になっているのか、町長ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いこいの館の指定管理料の返還の問題に関しましては、町民の皆様に変御心配をおかけいたしております。この場をお借りいたしまして、深くおわび申し上げます。

また、これに併せて、フェイスさんが支払いをしております水道代金120万円余りに関しましても、現在まだ支払いがないということでございますので、指定管理料の返還の700万円、そして水道代未払い分120万円余りを合わせて、私どものほうは支払いをしてほしいということで裁判を起こすということで準備を進めております。

7月に監査委員のほうから勧告をいただきました。そして、その後8月に入りまして、顧問弁護士と訴訟に向け準備を進める。そして並行いたしまして、私どももフェイスさんに直接、指定管理料の返還と水道代金払うのかどうか、その意思を確認したいということで、大阪へ出向きました。そして、残念ながらフェイスさん御本人は来られませんでした、代理人の弁護士の方が来られましたので、弁護士の方に指定管理料700万円、そして水道代を支払ってほしいということを改めて申し上げます。即答は避けられましたが、その旨伝えておくということと、今のところお支払いをいただくという、そういう意向はないということもお聞きいたしまして、これは向こうの最終的な意思なんだろうということで、私どももそれを持ち帰り、顧問弁護士とともに訴訟の準備に入らせていただきました。

先ほど申し上げましたように訴状は現在作成させていただいております、今議会に間に合うようにということで準備を進めておりましたが、証拠書類その他、様々な書面等の準備が間に合いません、10月に臨時議会を開いていただいて、そこで議決をしていただくよう

にお願いしたいと考えております。内容といたしましては、先ほど申し上げましたように2点、指定管理料の返還、そして水道料金の支払い、この2つでございます。10月31日までに京都地方裁判所のほうに訴状を提出するというので、準備を進めさせていただいております。

なお、顧問弁護士のほうからも助言といいますかアドバイスをいただいたわけですが、すけれども、確実に私どもが訴訟を提起した場合に反訴、つまり向こうのほうからは反対に、自分たちは損害を被ったんだと、損害賠償請求をさせていただくということで、反対に損害賠償請求の訴訟を起こされること、これはほぼ間違いないだろうと。その金額につきましては、これまで文書の中でもはっきり向こうのほうに金額を書いておりますように4,132万円余り、向こうのほうに損害賠償請求ということで訴訟を反対に起こす可能性が高い、ほぼ100%間違いないと、それは覚悟しておいてほしいということをおっしゃいました。私どもが起こすそういう支払いの2点と併せて、向こう側から反訴として行われる損害賠償請求に対応すべく準備をさせていただきたいと。支払うべきものは支払っていただきたい。そして、向こうのほうから上がってくるであろう損害賠償請求については、根拠がないものであるとして、私どものほうは証拠を整えながら万全の態勢で臨みたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この件については、監査のときの私はちゃんと指摘していますけれども、これ、指定管理料と電気代というのは、当然返還してもらわなアカン問題なんです。これ常識ですわ、こんなもの。そうでしょう。そうやけれども、今言っておられる賠償問題については、これは何をもちいて賠償請求されるのか。そんな、我々は笠置町として賠償請求をもつような行動を今までやってきたんですか。そんなことないでしょう。だから、それはそれで受けたらよろしい。そうやけれども、この指定管理料の返還と水道代の返還、これはもうしてもらうのが当然の道でしょう。そやから、それは別に考えてやってください。それで、うちが訴訟を起こすのは別に賠償問題のことなんか全然触れないでしょう。だから、指定管理料のやっていない分の指定管理料と水道代、これを訴訟してくれたらいいわけです。それはそれでちゃんと切ってください。

あと、賠償問題については、また向こうが訴訟する言うのやったら受けていかんとしょうがないです。それは今まで副町長ずっとやってこられたんだから、そんな賠償請求もたなげ

ればならないようなこと、してきていないはずでしょう。それは堂々と受けてもらったら結構です。

そうやから、できるだけこの指定管理料と水道代のことは、10月31日までにはちゃんとある程度のけりがつくまでは進めていただきたいと思います。臨時議会いつ開いてもらっても結構ですから、早くやってください。それだけお願いしておきます。

それでは、次の項目に移ります。

3番目は、陳情書の対応についてであります。

最近、陳情書なんかも議会に対しても出てきている問題があります。陳情というのは、住民の要望の表明であります。今までは住民から陳情書を受けたというのは私もあまり耳にしませんけれども、口頭で要望来るとか、いろいろあると思うんですけども、そういうのについては、やはり適切な処理、それと経過と結果をちゃんと相手側に返すという行為がなかったら、住民サービスにならないですよ。これは住民監査請求の中でも、何か審査請求が放ったらかしだったとかいうような問題も出ていましたけれども、そういうことで、住民からいろいろ要望されたこと、先ほどの砂防ダムの件なんかはそうです。そういうことはやはり早いこと、どうなって、今こういうことで対策を考えていますというようなことをちゃんと住民に返えさんとあかんわけですよ。それをきちんとやってもらいたい。

そういうことで、2点お伺いします。

陳情書とか来た場合の処理フローというか、処理する体系です。これはいろいろな課に送る場合あると思うんですけども、そういうものがちゃんとできているのか。それで、各受付とか要望とかの場合、受付は窓口一つになっているのか、あるいは税住民課か、総務財政課か、どこへ言っておくのか分からんというようなことになっていると思うんですけども、その辺の横の連携、その辺の体制はどうなっているのか。

それと、今年度4月になってからの陳情書の受理件数。それから、その処理件数、その辺についてお伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目が、陳情書の処理フローということでございました。総務財政課が陳情書を受けとった場合ですけども、それにつきましては、中身を拝見させていただいて関係各課に転送し、また回答が必要なものについては、担当する部門がよく検討して回答するというようなフローというふうになっております。議員も少しおっしゃっていただいたように、陳情

書ではなくて要望書であったり、お問合せ、またいろいろな御意見等も紙ベース、文書で届けられたり、またメール、またお電話の折にとか、直接というような形でもお話がございませう。それら内容についても、なかなかそれぞれの処理フローというのは、それらについては難しいんでございますけれども、内容によってそれぞれの課から回答等をさせていただいております。

また陳情書の4月の受理件数でございますけれども、議会事務局も含めた中で笠置町としては3件の陳情がございまして、うち2件については処理済みということでございますが、うち1件が審議、また検討中ということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 4月からの受理件数は3件で処理件数は2件。で、1件はまだ今検討中となっているわけです。これ、先ほど、陳情書の場合は総務財政課が受け付けて、関係課署へ送るといふことらしいですけれども、その関係課署へ送った後の流れ、その辺は総務財政課としてはちゃんと把握しているんですか。陳情書、これは何か答弁書か何か返すんですか。陳情書の場合は文書で。それは総務財政課を通してまた住民のほうへ返されるのか、担当課署から直接住民のほうへ返されるのか、その辺はどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問です。

陳情につきましては、町長宛てということもございませうので、関係各課から回答案について起案を上げさせていただいて、それに基づいて回答するという形になりますので、総務財政課も起案として通りますので、確認はしております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 分かりました。ということは、町長名で一応返すということになるわけだな。その辺の管理はちゃんとやってもらいたい。

それで、あと1件はまだ未処理だといふけれども、これはどういう問題か知らんけれども、まだ日数はかかるんですか。回答が出るまでは。検討中といふこと。

それと、あとよく人権相談と一緒にやられているのかしらんけれども、行政相談といふのをやっておられる。あの行政相談は、誰が受けて、その受けた人から行政のほうへちゃんと相談の内容とか処理の方法とか、そういうものがちゃんとくるルートができていふのか、その辺はどうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問です。

月に1回させていただいています行政委員の相談に基づいて、来た内容については、また報告というような形で上がってきます。その内容によって、府のほうに上げるもの、各課のほうで対応してもらうもの等を振り分け、またうちのところで対応しなければいけないものについては、中身を検討して対応しているというような状況でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 行政相談もできているみたいだけれども、もう少しそういう何かお客さんの苦情ではないけれども、相談とか要望のやつはちゃんと管理する処理簿みたいなものはあったほうがいいんじゃないですか。陳情書やったらこれは文書で来るから、ちゃんと残って管理もできるけれども、行政相談とかは報告が来ると言ってはるけれども、それは行政相談委員から、ちゃんと様式も決まったようなものがあって報告が上がってくるんですか。その辺の管理的なやつ、その辺あるのか。ないのやったらつくっていただきたいと思えますけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西岡議員の御質問ですけれども、月に1回行政相談と人権相談、総務財政課と税住民課の管轄になりますので、一緒に開催させていただいているんですけれども、人権に関するもの、行政に関するもの、いずれの相談につきましても、その各委員さんのほうから報告書が上がってまいります。それはちゃんと様式ができております。どちらにしても、行政相談については総務課窓口で関係する各課に廻し、人権相談についても、あった場合は関係する部署に報告といいますか、対応をお願いしますという形で廻させていただいております。どちらも、行政相談は行政審査庁もありますし、人権相談、法務局のほうも関係していますので、きっちりとした様式のほうで対応させていただいているところです。

各課に対応をお願いしました後については、合い議という形で、例えば税住民課はごみの関係であったりとか、ああいうものは合い議という形で担当者のほうにそれで代えさせていただいたり、それから住民さんのほうでも匿名でというか、来られるんですけれども、お名前出さずに法務局のほうに報告という場合もございますので、そういう分につきましては、委員さんへの報告、行政相談員さんにしても、人権擁護委員さんにしても、その委員さんへの長からの報告という形をまずさせていただいております。その後、こういう形で処理しましたという、相手さんのほうにもお返しするという形になっております。

今の要望、人権相談とか行政相談以外の、税住民課でしたら特にごみの問題であったりとか、住民さんからの電話でのお問合せとかもありますけれども、できるだけ課の中で対応して、報告が必要なものにあっては関係合い議という形で、各課、それから町長、副町長のほうに報告という形を取らせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 分かりました。ちゃんと町長まで廻っているらしいので、ちゃんと確認しておいてください。

これ、住民の要望とかいうのはほんまに大事なんですよ。町長は公約の中でも、自分は住民の声を聞いて反映した行政をやっていくということを挙げておられるので、特にその辺、住民の声をよく聞いていただいて、あかんものはあかで返事してもらったらいいと思うんですが、やはり要望はできるだけ要望として取り上げてもらって、検討してもらおうという形でやっていってもらいたいと要望しておきます。これで私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで、西岡良祐君の一般質問を終わります。

続いて、2 番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2 番（西 昭夫君） 2 番、西です。

僕は、通告に従いまして質問させていただきます。前回の6月の一般質問について再質問と町長の公約について、時間があれば、いこいの今後についてをお聞きします。

まず、6月一般質問でも質問しましたが、ちょっとやはり腑に落ちないところ、理解できないところがあるので、もう一回再質問させていただきます。

京都民報の記事ですが、町長がインタビューを受けて発言したと京都民報が記事にした内容の趣旨が違うというのを僕は申しましたが、そのときに町長は、処置する、京都民報にもう一度聞くということをおっしゃられましたが、どういうふうな話になっているのでしょうか。申入れの時期、内容、京都民報の対応はどのようなことがあったのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問です。

4月19日付の京都民報の記事のことであろうかと思いますが、内容について、まず1点目、町の会計処理が不正受給とされて補助金返還を命じられたという事実です。それから2点目、4年前からというか、西村町長就任前後から3年間私は町長や行政に対していろいろな意見を申し上げてきたということです。これもまた事実でございます。3番目、若手職員が失望して退職していったということもございます。これも事実でございます。ただ、こ

それを並列列記されたことについて、それは私が言いたいことではないというか、それは事実
に反しますと。それぞれは事実ではあっても、それを並列列記されることによって誤解が生
じませんかという形での内容の申入れを7月15日付で行っております。

この要点はそれぞれあるわけですがけれども、まず話し手の問題、ちゃんと言いたいこと、
インタビューについて、言いたいことをちゃんと伝えられているかどうかの問題。それから
2点目は、受け止め手の問題です。インタビューをするほうがきちんとインタビューされて
いる側の声をちゃんと聞いているかどうか、ちゃんと理解しているかどうかの問題です。そ
れから3点目、文章で表現したときに、きちんとそれが伝わるかどうかの問題です。それか
ら4点目、受け止め手の問題です。どのような文章であっても誤解誤読というのはございま
す。本人が思っていないのに相手を傷つけたというようなことはよくあることでして、それ
は誤解だということできちんとお話をすれば分かってもらえる話であっても、なかなか許し
てもらえないというような例はたくさんあると思います。

私が言いたかったのは、不正受給の原因というのは、これは当時の担当職員が知識が足り
なかったり、研修が足りなかったりということで、きちんとした会計処理ができておらな
かった。このことについて、組織としてどのように考えていたのか、それまでどうしていたの
かということです。先ほどいろいろところで質問が出ております。流用の問題もそうです。
いろいろところで知識不足、それから研修不足によって問題が生じた。それについて、
担当者だけの責任ではなくて、きちんとした職員の管理ができていくかどうかということが
まず問題がございまして。それから、研修すればそれでいいのかではなくて、どこかで誰かが
変なことをやっているというのを気づいたはずだと。それについて、みんなはどういうふう
に思っていたんだということございまして。

それから3つ目の問題です。若手職員が失望して退職してしまった。これは、はっきり言
いまして、事務量の適正配分ができていくかどうかということございまして。辞めていった
職員の一人は、かなり残業超過勤務が多かった。いきなり分からへん仕事を君の担当だと言
われて、何をしたいか分からへんと。これは、縦割りの弊害であったり、縄張の弊害であ
ったりというのがもろに出てきていて、きちんとそれを職員一同でフォローできる体制が取
れていたのかどうかという、これも組織的な問題です。

したがって、私が言いたいのは、不正受給があったから職員が辞めたということでは
ございませぬ。組織的にどうあるべきか、どうあるべきやったかということをお話ししてい
るわけであって、それぞれ私が感じたこと、思ったことについては、既に職員に対して何ら

かの形で文書で通知したり、それから口頭で注意したり、または直接に私自身が研修を行ったりして、適正な行政処理ができるように処置は行っているところです。

そして、京都民報側の反応です。電話で連絡がございまして、御迷惑をおかけしましたということで謝罪の電話がありました。その後約1時間ぐらいお話ししておったんですが、基本的に新聞社だけでなしに雑誌も含めてですけれども、私、恐らく町長選挙に出る前に100回以上はインタビューとか受けています。これは僕は言いたかったことではない、そういう表現はしていないはずやということを感じることで多々あるわけですが、ほぼ訂正されることはございません。新聞記事で明らかにこれ間違いだよと言ったことでさえ、直らないことってございます。それは私自身のことではございません。笠置町の記事について、これは間違っているよと言ったことはありますが、訂正記事出ません。

特に今回の問題について、書いてある事実は3つです。不正受給がありました。町長その他町職員に対してもいろいろな提案もしてきました。若手職員がどんどん辞めていきました。これは全部事実ですから、どこかで改行を入れるとか工夫をすれば、きちんと伝わったのかなという気はいたしますが、ただこれ、編集上の問題で、問題になっている部分というのはいわゆるリードと言われる部分です。このリードという部分は、行数制限、文字制限があって、書きたいことを書こうとすると、どうしても省略した形になってしまう。その辺のことは、私自身も行政広報を担当している中で経験していることです。その中で、誤解を生むような表現をしてしまうことも実際なかったとは言えないと思います。そのことについて、嚴重にこういうことがないように、ちゃんとお話ししたことが伝わるように配慮してくださいということで、私からの要望はそれで終わりました。したがって、この件について、訂正記事が出るというようなことはございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長、ちょっとそれは甘いんじゃないですか。謝罪は受けたというのは分かりますが、これは笠置町のイメージダウンになると前日も言いました。この京都民報、共産系の機関紙、京都民報が確認したところ、町に様々な不正受給があって、様々な提案をして聞き入れません、それで若手職員が失望して退職していったというのを、その趣旨として書いているんです。町長は、その趣旨じゃない、全部別々の事案やと言わはるんやったら、これは僕は訂正記事を載せてもらってもいいような案件やとは思いますが。ただ、町長に直接謝罪して済むような問題ではないですよ。これはもう公になった記事なんですよ。それだけでいいんですか。

僕は個人的にというか、訂正記事なりを載せてもらうのが当然やと思うし、それは新聞社の責任やと思います。ましてこれ、京都民報、記事を書いているのはプロなわけですよ。間違われるような記事を書くのもしょうがないと今、町長は言われましたが、それはおかしくないですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの西議員の質問です。

正確に表現いたしますと、不正受給をされて補助金返還を命じられたという事実、4年前から町に様々な提案をしてきたという事実、さらに若手職員が失望して辞めていったという事実、これはそれぞれ事実でございます。

今、西議員の表現の中でちょっと違うなと私思っているのは、不正受給がありました、4年前から提案をしてきました、不正受給、4年前からあったわけではありません。これは別の話です。さらに言えば、不正受給があった、4年前から町に様々な提案をした、それで若手職員が失望したというふうな書き方にはなっていないと思います。つまり、本来はこのそれぞれの3点について、例えば番号1、2、3とつけるとか、改行をすとかいうようなことをしていただいていたら、きちんと私の言っていることが通じたのではないかというふうに私は言いました。気をつけてくださいと。プロだから間違わないということはございません。プロでも間違ふことよくやります。行政職員が失敗したりするのもプロの間違いでございます。適正にやってくださいという要望をしておいたのと、この訂正記事を書こうとすれば、また一から全部何があったか説明しないといけません。それをすると、また問題を一から掘り起こして、不正受給って一体何やと、どんな提案してきたんやと、若手職員が失望して辞めていったんやというようなことを一個ずつまた記事にしなければいけません。それだけしていただくだけの重要な失敗やったと言えますかという判断で、私は謝罪していただきたら結構ですということで回答いたしました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

別々な事柄だと言われましたが、前回の一般質問のときも言いましたが、僕、新聞社に電話して確認しました。これは、つながっていて、だから若手職員が失望して退職していったという趣旨ですかと聞いたら、そういう趣旨ですというふうに、6月の議会でも言いました。で、町長はそういう趣旨じゃないということをおっしゃったんで、京都民報に申入れ、訂正記事、その他何らかの処置を取らなったらどうですかと言ったんですよ。それを今、何か京都

民報も別々にというのを分かって書いたみたいなのを言わはりましたけれども、おかしくないですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

私、記事を書いた本人としゃべっておりませんので、記事を書いた本人がどういうふうを受け止めたのかというのは、私は聞いておりません。ただ、先ほども言いましたように、私がどういうふうに話をしたか、その人がどういうふう聞いたのか、その人がどういう表現をしたのか、それが編集段階でどういうふう変わっていったのか、それを読まはった人がどういうふう感じるのか。あちこちで記事というのは落とし穴があって、できるだけ正確に伝えるということが、いわゆる新聞の報道の使命なんでありませけれども、それについて間違いがあるというのは多々あることでして、その全てが訂正記事になって出てくるわけでもありません。

改めて、笠置町がどんな問題を起こして、どんなことがあってということをお知らせ記事にして取り上げて、真相究明言っはる方もいてはりますけれども、明らかに分かっているのは、これは組織の問題であって、組織内部で本来はきちんと解決していかんとあかん問題やというふうに思っていますと。加えて、その辺についての所要の処置を私としては一生懸命やっておるつもりですと。新聞社に対しては、私の趣旨とは違いますということで理解してくださいということで、訂正記事については、私はわざわざ申入れをしておりません。それについて、新聞社のほうから訂正します、訂正記事載せますというお話もございません。きちんと私の言っていることを理解していただいて、気をつけてくださいということでお話をしておきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

だから、町長、ちょっと甘いんちゃいますかと言っているんですよ。

先ほどこれ、不正受給等、町に様々な提案をしてきた、若手職員が失望した、これ全部違うと言われましたが、ここに書いてあるのは、返還命令を命じられました、中さんは4年前から事態を知りと書いてあるんですよ。これ補助金の返還に関連したことの文脈ですよ。何で訂正記事を申し出はらへんかったんですか。笠置町イメージダウンになる、笠置町行政もこれ多分ダメージ受けることになるから、訂正記事なり処置をするようお願いしたんですが、何か、回答が、ちょっと議長も注意してほしいんですが、答弁の半分以上、何か違う

内容が入っているので、もっと簡潔に答弁してもらいたいですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

なるべく簡潔に答弁してください。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

4年前から事実を知りというか、4年前から不正受給の事実があったわけではございません。いろいろな点について気がついたことについて、私は、こういうふうにするべきです、こうしなければいけませんというふうに私は言い続けてきたと。3年間、西村前町長をはじめとして町の職員の方にも、こういうことしたほうがいいのちがいますか、こういうことで困っています、こういうことをしてはいけませんという提案をしてきたわけです。そのことについて、何ら言うことを聞いてもらえなかった、多分何十項目にわたってお話ししていたと思います。具体的に言うと、1個だけ実際されたということありましたけれども、基本的に何も対応されなかったということです。非常に残念に思っています。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

だから、訂正記事を打ってもらいたいんですが、それは、そのことについては、町長は何も言ってもらえないんですね。

これ、もう内容を忘れている人もいるかも分からないので、もう一回読みますよ。笠置町ではまちづくり事業の国の補助金の不正受給があったとして、今年2月、総務省から補助金の返還を命じられました（翌月返還）。中さんは4年前から事態を知り、問題解決に向け、様々な提案をしてきましたが、聞き入れられませんでした。若手職員が失望して退職していくのを目の当たりにして、このまま行けば町は大変なことになるの後続くんですが、これを聞いて、どうやってこれが別々な意見になるんですか。僕の知り合いの人に聞けば、みんな、これも6月にも言いましたが、みんなこれは、それを絡んで若手職員が失望して退職していくという文面しか見えへんと皆言うんですよ。新聞社にも問い合わせたら、そういう趣旨ですと言うんですよ。町長だけです、そういう趣旨ではないと。では、これは京都民報が間違った記事を書いたことになるわけでしょう。町長のインタビューで。だから訂正してほしいんですよ。訂正記事の要請をしてほしいんですよ。ここにも京都新聞の人来られています、ここで聞くことができないので、何なんです。これ、普通に聞いたら、多分みんなそう思はるんじゃないですか。それでも訂正記事の要請はしはらへんということですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） これは、結局は聞き手の問題、書き手の問題、表現の仕方の問題だというふうに認識しています。確かに京都民報に宛てて訂正記事を載せてくださいと言って要望することは可能ではございますが、その辺について、します、させますという確約はできませんので、その点については御了解いただきたいと思います。文脈上、中さんは4年前から事態を知りというふうになっていますが、4年前から不正受給の事実知っていたわけでもありません。4年前からこういうふうにやっていくべきですよというお話はしていますが、4年前から不正受給があったなんていうのは誰も知りやらへん時期だし、実際4年前にそんな事件は起きていません。したがって、そういうふうにとられても仕方のない表現をしてあるということについては、了解します。

仮に、訂正記事を書けということになりますと、全部の案件について、再度記事を書いてもらうという必要になってしまいます。それは、では笠置町のマイナスイメージになりますかという話であって、できれば私としては、こういう事象があった、それについてこういう対応をしたと、こういうふうにしていきたいと思うというようなインタビュー記事になるのであれば、私のほうからこういう形の記事にしてくださいということをお願いすることは可能だと思いますが、それも京都民報側がどういうふうな反応をするかは分かりません。一応はおっしゃっていることについて、京都民報側にはお伝えするようにしておきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

これ、記事そのままやったら町長、嘘ついたことになりますよ。京都民報も嘘ついたことになります。それでいいですか。これ、あまり質問しても水かけというか、全然答えは出てこないような答弁になるんでしょうけれども。趣旨が違うというのは明確に向こうは言っているんですよ。こういう趣旨で書きました。町長との趣旨と違うような内容で書きました。はっきり言っているんです。僕の電話番号も伝えてありますけれども、僕には何もかかってこなかったですけども。単純にこれ、町長嘘ついて、京都民報も嘘ついているということになりますけれども、いいですか。うなずいてはりますね。それでいいですか。ほな嘘ついたということですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 私、嘘ついたという答弁をしておりませんので、ちょっとその言い方はないかと思います。私、何も嘘ついたと言っていない。不正受給があったのは事実です。

補助金の返還命令を受けたのも事実です。4年前からいろいろな提案してきたのも事実です。いろいろな問題があつて、こういうふうにしたらどうですかというお話もしました。相談も受けました。それから、若手職員が失望していつて辞めていったということも事実です。全部事実で、私は嘘言っていない。ただ、京都民報側がそういうふう全部ひもづけて、そういうふう理解したと言つて返事したのは人が、その記事を書いた本人かどうかというのは私、分かりません。その辺のことも含めて、もう一回照会しますので、また今度、機会があればお答えしたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 嘘ついたとは言っていないですよ。嘘になりますよと言つたんですよ。町長、嘘ついたことになりますよ、そうなる京都民報も嘘ついたことになりますよと言つたんですよ。嘘を言つたなんて言っていないですよ。もう、これはいいです。次の質問にいきます。

前回の質問の中で、では、先ほど西岡議員がいい質問をしてくれはつたので、それをちょっとお借りしますが、様々な提案をしてきたという部分がありますが、口頭ですか。それとも書面で出してはるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

町長から直接相談を受けた、西村前町長から直接相談を受けて対面でお話ししたこともございますし、提案したこともございます。全て口頭です。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

全て口頭で言つて、町に様々な提案をしてきましたが、聞き入れられませんでした。これちょっと風呂敷広げ過ぎではないですか。町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

いろいろな提案をし、アドバイスをしましたが、何ひとつ実現しませんでした。1つだけ例外的なことはありますが、個人情報なので、そのお話はできません。

風呂敷を広げ過ぎかどうかというのは分かりませんが、毎月何回かお会いしてお話をしてきたのは事実です。こういうことが起きたらどうしたらいいのかと、法的にはこうですよと、行政的にはこうですよと、組織論的にはこうですよというお話も大分させてもらいましたし、

こういう事象が起きているので何とかしてほしいと言ってはりますよという話もいたしました。何も実現しはへんかったということで、非常に残念でした。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕のほうが残念です。9年間行政職員を経験されて、どうやったら行政に意見が通るかということも分かっていると思いますが、それをずっと口頭でやっておられた。書面にすれば何らかの回答をもらえたのに、ずっと口頭でされてきた。それで町長は、選挙のときに、この町には住民の意見を聞くシステムがないと言われて出てこられました。これは矛盾しませんか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 住民の声をどのように行政に反映していくかというのは、何も書面に頼らなければいけないということもございません。口頭で、こういうことで困っているんやということも住民の要望です。一つ、また余計なことを言ったら怒られるので言いませんけれども、どうしたシステムをつくればいいのか、これは広聴と広報は表裏一体の関係でございまして、きちんと住民の意見を聞く、それについて判断をして、どうするのかきちんと返事をしていく。大きな問題というか、町政全体に関わる問題については、何らかの形で住民にきちんと説明していく必要があります。これは広聴と広報の関係です。その広報機能がきちんと機能していない。逆に言えば、広聴機能がきちんと機能していないということです。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

もう何回も言いますがけれども、口頭で聞いてもらえないなら、文書という手は考えられなかったんですか。行政を9年間経験されていて。何か、その辺がもう全然腑に落ちないんですけれども。言うだけ言って、聞いてもらえへんかったから、この町はあかんみたいな言い方をされると、何か残念でしょうがないんですけれども。なぜ文書なりの方法を取らなかったんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 必要な場合、関係法令の提示とかはしておりました。こういう法律で、こういう何条にこういうの書いてありますよと。これに従って、こういうふうにしていないといけませんよという話しています。

何で口頭でしかせえへんかったんやという御質問ですが、では口頭するのは要請、要望、意見にならないということなんですか。私はそうは思いません。口頭であろうが、文書であろうが、住民の要望をしっかりと聞いていく、それが行政の仕組みというか、根本的な課題だというふうに思っています。それに対して、きちんとどういう判断をして、どういうふうに答えていくのか、どういうふうに示すのかというのが、本来の行政の広聴と広報の仕組みやと思います。それについて、何ら返事がない、どうなっているのと聞いたって返事もない、それは広報と広聴の機能が停止していると言わざるを得ません。私、ずっと言っています。住民の声をしっかりと聞いてくださいねと。あらゆる出来事について、できるだけ住民に周知するように努力してくださいということをお願いしています。これは広報と広聴の重大さというのをよく分かっているからでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

もうこれも何か言っても、ちゃんとした答えが返ってきているのかどうか分からないんですが、前回の一般質問でも答弁として、4年前からいろいろ言ってきたけれども、4年前から3年間いろいろ言ってきたけれども、その後の1年間は様子見ていたと、たしか言われましたよね。それで、何の返答もないのに、なぜ文書なりで要望なりをしなかったんですかという質問に対しては、ちゃんと答えられていないと思うんですよ。議長、そうですね。そここのところをちゃんと答えてほしいなと思うんですけども。町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 文書で要望しないといけないというふうには考えておりませんでした。

以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

どう言ったらいいんですかね。文章ですとは考えていなかった。行政経験があつて、町長にも立候補する。それで町長にならりましたよね。それのところで、この町には住民の意見を聞くシステムがない。いっぱいありますよね。タウンミーティングやっていましたし、これからもやっていこうという趣旨でやっていました。要望書、提案書、それらのいろいろな書面で出すという手もありましたが、そこを考えていなかった人が、今、笠置町の町長になっているわけですね。では、全部口頭での意見も聞きはるんですね。町民からの意見も。各課はそれを全部町長に上げるんですね。それでいいですか。口頭の提案でいいですか。町

長、それでいいんですね。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。これは、次の西議員の、この住民の声を聞くとはという中身になってくる、この回答になってもよろしいですよ。

住民の声を聞くと言ったって、私一人で1, 100人余りの、国調人口ですけれども、1, 100人余りの住民と一気に話をするわけにはいきません。私一人で全ての住民の声を聞くというのは無理でございます。ただし、50人以上の職員がおるわけですから、50人の職員がおれば、私の50倍の話を聞いて、50人の現実を見て、50倍考えられるわけでございます。住民の声を聞くというのは、口頭であれ文書であれ、住民が困ってはる、悩んではる、そのことについて、きちんとそれぞれの職員が見て聞いて考えて、それを上に上げていくという形で処理せなあかんのやったら、それで処理する、予算が必要だったら必要で検討する、そういうことをしてもらいたいと、これが住民の声を聞いて行政をやっていくということです。

それについて、要望については、どのように返していくか。こういうふうにします、こういうふうにできます、こういうふうにかかりますというのをきちんと返事しましょうということを言い続けているわけであって、口頭であろうが、文書であろうが、集会であろうが、何らかの形でのアクションがあれば、それに対して、それぞれの職員がまず見て考えてくださいということです。これが住民の声を聞くということです。それについて、今度それを住民に見せていく、示していくという作業が必要になってきます。これが広報の機能です。広聴と広報は表裏一体だというのは、その意味でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。口頭だけでいいのか、文書を上げなくてもいいのかということを知っているんで、それちょっと回答してください。

町長（中 淳志君） 当然、口頭だけで要望があった場合にも、それは要望でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

笠置町に対して要望がある人は簡単で済みますよね。電話なり、道端で職員なり町長なりに会って、こんなんやってくれ、あんなんやってくれと言ったら、何らかの答えが絶対返ってくるということなので、町民の皆さん、いろいろ町のために考えて要望してくれれば、町のためになると思うんで、よろしくお願いします。

その次にいきますが、タウンミーティングの話も出たので、この前、タウンミーティングという、町長は区の総会ですかと言われました。タウンミーティングが11月と12月で6地区行われたことも勘違いされていて、町長選間際になって行われたやつなんで参加できませんでしたみたいなことを言われましたが、タウンミーティング、実は11月、12月に開かれていました。何で参加しなかったんですかと、そのときに明確な答えはもらっていないんですが、今、その答えはもらえますか。なぜ11月、12月に開かれたタウンミーティング、6地区であったタウンミーティングに参加されなかったんでしょう。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） なぜタウンミーティングに参加しなかったのかという御質問です。

そのときに何かほかの所用があったんだと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

そういう答えが返ってくるであろう、それを言われると僕も何も返せないんで、そういう答えが返ってくるであろうというのは分かっていたんですが、僕がタウンミーティングと言ったときに、町長は、区の総会ですかと。実はタウンミーティングと区の総会、全く違います。タウンミーティングというのは、行政なり政治家が主導して行われる、地域の話や問題点をみんなで話し合うというのがタウンミーティングです。総会というのは区の総会、集会、会議です。全く趣旨が違います。それで、前回のときも答弁で、いわゆる区の総会ですねと言われています。区の総会などがございまして、出席させていただきたいということで担当課のほうに、区の機会があるところは行ってくださいと言っていると。では、今まで、どこか区の総会、集会、会議に参加されましたか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 町長就任から後、コロナの関係で、区の総会、集会等々についての具体的な日程について、私は何も聞いておりませんので、出ておりません。ただし、高度情報ネットワークの説明会には全ての地区について、私、参加しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

それでは、この担当課というのはどこですか。総務課ですか。そこで答えてもらっても。

総務課ですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 区についての担当課は、総務財政課でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

担当課が総務課、総務課長どうですか。実はほかの区、集会、区によって集会と呼ぶか会議と呼ぶかはいろいろあるんですが、もう既に行われています。情報入っていますか。町長に伝えていないんですね。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、各区で行われました総会等の日程については、申し訳ないです、私のほうで、当課のほうで把握できていなかったということでございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長、これどういうことですか。6月の議会のときに担当課に指示していますと。総会なり会議があれば、町長の耳に入るはずになっているんですが、総務が全然把握していない。ほんまに指示されたんですか。6月の議会ですよ。総会なり会議が行われたのは、恐らく8月末から9月の頭にかけてですが、どういうことですか、それは。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 指示はいたしました。お応えできるかどうかは分かりませんが、区の皆さんの意見をそこでしっかりと聞きたいと、要望は要望としてしっかりと聞いておきたいということで、区の総会等があった場合、私は出ますということで指示はしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 総務課長、どうですか。何か細かく僕が言わんと、答弁できないですか。もうそのまま何か言いたいことがあれば、続けて言ってください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問です。

確かに町長のほうからは、区の総会等があった場合には参加したいという旨の指示はございました。ただ、こちらのほうで今年度の日程については、把握できていなかったというのが事実でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ここで僕が質問、これで終わらせたなら、何か総務課が悪いみたいなことになってしまいますが、町長とちゃんと連携取れていないということですよ。ちゃんと連携取ってくださいね。住民の信頼を失うことになりますから。

でも、町長が総会なり区の会議に顔出したいと言いますが、ここでは住民個人の意見というのは聞けないと思いますけれども。区の総会、区の会議なんで、区の要望なりが出てくるだけで、ただ区の要望というのは毎年、区は要望出しているはずですけども、そこは何か一線引いて違うような聞き方をするのでしょうか。町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 区と個人と一線を引いて考えているのかという御質問でよろしいですね。

区の要望は区の要望として、区を通してお願いしていただきたいというケースもございますし、そういう指導がなされる場合もあると思います。内容によって、個人的な御要望が出てきた場合に、基本的には担当課にこういう問題で要望がありましたよということは、連絡は、私自身は連絡しておりますし、それに対してどのような対処をすべきかということは、検討して話をしますという形にはなっておりますが、全ての個人の要望を私一人で受けるわけにはいきませんので、50人の職員おるわけですから、皆さん一人ずつが私の目となり耳となってくださいという意味で、しっかりと住民の声を聞いてくださいということは再三指示しているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） それやったら、区の総会なり集会なりに顔出す必要はないと思いますけれども。口頭で電話でも何でもいいから、口頭で要望を聞くわけでしょう。職員50人で。わざわざまた区に聞きに行くというのも、そもそも区からは要望書が毎年出るんやから、わざわざ何を聞きに行くのかなとは思いますが。まして、何か区の要望以外に個人の要望はないですかと、前もって区の集会に説明するんですか。それなら組長はどうするんですか。自分の持っている組の中から、みんな何かないと聞きに回って組長がその意見を吸い上げて会議に持って行って、そこで来た町長にそれを伝えるんですか。何かちぐはぐなことになっていませんか。さっきからの答弁からすると。それか、いろいろなチャンネルを使って住民から聞くということですか。そういうことですか。やってください、それやったら。これは前回、一般質問に関する質問は、再質問はこれで終わります。

次、町長の公約について。

これ、通告で出したやつ、公約として扱ってよろしいですよ。町長。これ一般質問で通告した後、何も行政のほうから質問がなかったの、公約として認めているということで僕は理解しているんですが。住民の声を聞く、1つ。2つ、保育・教育の内容を工夫。防災については、周辺自治体と連携してさらなる強化。もう一つ、笠置町の魅力を最大限に引き出す。これは具体的にどういうことを考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 住民の声を聞くとはからまた始めるんですか。いいですか。

では、次、保育・教育の内容の工夫についてです。

1つは、私考えていますのは、特色ある保育所づくりをしたいということで、基本的に保育士さん、幼稚園の教員の資格も持っておられるわけですから、何かしら特色のある保育はできませんかということで、これも就任して4月か5月かに保育所とお話をしているわけですが、現在のところ具体的な返答は返ってきていません。魅力ある保育所づくりということで、住民からの要望も上がっております。毎年同じようなことをするのではなくて、何か工夫してもらえませんかというような要望もございます。何らかの形で、幼保一元化というのはなかなかできへんわけですけれども、保育所での特色ある保育所づくりというのを考えてほしいということで、工夫してほしいということで、お話をさせていただきました。

それから、防災について、周辺自治体と連携してさらなる強化をしたいと、これは防災の基本のところでもお話をさせていただきましたけれども、最大浸水深の問題鑑みますと、何遍も言っていますように、一次避難、二次避難ということを考えなければいけません。住民全体の安全な避難所を確保するというのは非常に難しい状況です。さらには、防災用品、防災グッズ、そうしたものの備蓄の問題もございます。これは、基本的には東部3町村や木津川市等々と連携した上で、協力できるところは協力していく必要があるだろうということでございます。

それから、笠置町の魅力を最大限に引き出すということですが、これはいろいろな方策を今考えていて、いろいろな仕掛けを考えているところでございます。基本的に私、町の基本計画ずっと30年間分読ませてもらって、基本的な総枠、枠組みについて、問題があるとは思っていませんが、一工夫すれば魅力はさらに高まるのではないかというふうに考えています。そのための観光行政どういうふうにしていくかは、これからの課題です。一応、マスタープラン持っておりますけれども、笠置町だけでできることではございません。これも広域連携ということを考えないと、笠置町だけの収支で考えているようでは、お互いにとっても

メリットというのはあまり大きくならないので、関係近隣町村との連携をもって、どうしたら笠置の魅力を皆さんに伝えることができるのかという仕組みづくりです。仕掛けを考えたいということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

全般的な僕の印象としては、具体的なことは何も言われていないように思うんですが、保育・教育の内容の工夫、町長は特色ある教育をお願いしたとありますが、これ、教育の何とか法に特色ある教育をなさいとなっているんです。それは、実は議会なり町のことを興味持って見てくれてはるんやったら、前年度僕がこれ、いろいろ質問させてもらった中に入っていたんですが、それで保健福祉のほうも動いてくれはって、保育所のほうともいろいろ連携取ってくれてはるんで、僕にしたら町長、何を今さらみたいな感じはするんですが、ほかのことで何か、具体性がないと思うんですけども、具体的に何か言えることがあれば言ってもらいたいんですが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 保育所以外で具体的なことをお話ししろということです。

まず、防災について、周辺自治体と連携するということについて、これは先ほども申し上げましたように広域避難ということを考えなければいけません。できれば、西と東両側に連携できるような、そういう仕組みづくりができれば、国道片方が封鎖された状態でも、どちらかに避難誘導できるかなというふうに考えています。

それから、備蓄物資の融通について、これについては、今年コロナで南山城村に5,000枚お貸ししました。そうしたことが何かの災害のときに協力的な体制をきちんとつくっておきたい、普段から協定結んでおきたいというふうに考えています。ある程度、近隣町村との関係をきちんと実行して行って、それをどんどん広めて行って、防災についての協力体制というものを考えていきたいというふうに考えています。

笠置町の魅力を最大に引き出すとはどういうことですかということですけども、まず笠置は基本的に山しかない、川しかないという場所でございます。だからといって魅力がないわけではない。山しかない、川しかないからこそ自然がいっぱい残っているわけです。例えばキャンプ場の利用客は、自由にキャンプ場を利用してはる。それも魅力の一つです。

問題は、観光商工業の発展ということを考えていったときに、キャンプ場のお客さん、例えば、いこいに来てくれてはったお客さんが、町内をどのように歩いてもらったか、町内で

どのように散策してもらったのかということが、非常に重要なファクターになると思います。町内をいろいろ歩いてもらえるような、そういう仕組づくりというものをまずは町で考える、それから広域の連携で観光事業として、どういうふうなことができるのかというのを考えていく、お茶の京都DMOなんかの組織もごさいますし、相楽は相楽の中でもお話しはできると思います。そうした関連性づくり、さらには東でやるとか、柳生との関連性というような話も出てきています。いろいろなところと相談して、いろいろなところで笠置の魅力の情報発信をしていきたいと。そのための仕組みづくりとして、どういうことができるのかということに関係機関と相談した上でやっていきたいと思います。マスタープランはちょっと考えていますが、まだ形にできておりませんので、まだここで答えできる段階ではございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長就任から半年はたちましたが、これに向かって動いていると思っていわけですか。分かりました。一応任期は4年なので、ちゃんと早急にいろいろなものが形になってくるように動いてもらいたいです。これは要望としてお伝えしておきます。口頭ですけれども、次に行きます。

いこいの館について、今後どうしていくか、府との話し合いはどうなったか、これはほかの人の質問と重なるかも分からないですけれども、もう一度よろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） いこいの館について、どうしていくのかという御質問でございます。

単純に考えて、やり方は3つしかございません。閉鎖する、縮小する、この状態でやっていくになります。

これまで、京都府さんないしは国交省さん等々の御協力も得て、どのようにしていこいの経営を順調化していくかという議論がなされてきたようでございます。その辺についての説明を私も報告書の形で見せていただき、また直接説明もしていただいたわけですが、問題になるのは、1つは、いこい単独での採算性が取れるのか取れへんのかということでございます。それから、もし取れるような方法があるとしたら、それはどのような方法か。採算取れへんかった場合、例えば河川とのオープン化との一体化の中で考えていくのかどうか。それから町の施設として利用するというような方法もございませぬ。

幾つかの選択肢の中で、私自身が気になっているのは2点です。

1つは、現在の大きさであのままで運営をやると、ここ十数年2,000万円近くの赤字が出ていたと思います。それを今の状態で、あの大きさの状態で行っていくのはちょっと厳しいんじゃないかということでございます。実際問題、私の任期中というか、この半年ほどの間、何社かが民間企業の方がお見えになっています。皆さん一様に言わはるのは、大きいですねということです。なかなか、それでは民間にということには話は進まないでしょうということと、それから河川との一体経営ということになってきますと、どうしても水害のときのグラウンドの砂が流れてしまって、復旧に非常に大きなお金がかかると。そのことを見越した上での再建計画というものを立てなければいけない。

施設の転用とかになってきますと、起債がどうなったのやというような問題も出てきますし、当然ながら起債だけではなしに補助金の問題もございますから、その辺の問題もクリアしないといけないということで、具体的にはこれから町の要望としてというか意見として、まず河原の水害時のグラウンドの砂が流出するということが数年に一回起きていますよということと、それから、いこいの立地条件そのものが最大浸水深で9メートル近くになっているはずですよ。安定的な経営をやろうとすると、ボイラーとか、あとポンプが全損する可能性ありますから、それについての基金の積立てないしは何らかの方法で財源措置をしておかないと修理できないというようなこともありますということで、そのお話しした上で、どういふ方法が取れるのか御相談に乗ってくださいということでお願いしてあります。

現在の状況はそこまでです。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

全ての選択肢において、京都府等にお願いしていると、そういうことですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） また語弊があったらいけません。全ての選択肢の中には、売却とかいうのも入っていますので、そのことについては入っておりません。いかにして再開できるようにするのかということで、再開を前提にした前向きなお話でございます。用途変更の全部含めて相談させていただきたいと思っています。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

いこいは笠置の財産です。京都府に何か運命を委ねるような話し方をされていますが、まず僕は、笠置がいこいをどうしたいかを定めるべきやと思っています。それを踏まえて、京

都府に相談なり協力というのは、僕はいいと思いますが、笠置町が何の案もなく京都府と話し合う、お願いするとかというのは僕は間違いだと思っています。笠置町として明確に、いこいはこうしたいという意思をまとめて京都府と話すべきやと思いますが、町長はどう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 基本的にどういうふうにしたいのかというお話は伝えてありますが、法的な処理というのがやはり、財政的な問題も含めて残っておりますので、そのことについては、できるのかできへんのかということのを先に詰めていかないと、どうしようもないという話がございます。起債でありますとか、補助金どうなるのというようなことも考えないといけません。その問題がクリアできなければ、補助金と、それから起債の償却、すぐせなあかんということになりますので、その辺は笠置町がどういうふうな考えを持っているかといいますと、何千もすぐ返してでもやっていこうという話には直ちにはならへんと思うので、その辺のことは見極めながら相談してもっていかなくてはならないなというふうには考えています。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

京都府にお伝えしている基本的なことというのは何ですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 先ほども申し上げましたとおり、河川との一体化という点で提案されてもう数年に1回、河川敷のあのグラウンドの土が流れるので補修する費用を捻出する必要がありますということです。これ1点です。

それから業者さんが見えになるけれども、大きいなとみんな帰ってしまはると。だから、何らかの形で規模の縮小を考えないと無理なんじゃないかなと。それでランニングコストをある程度抑えるということを考えないと無理なんじゃないかというふうに思っていますと。

それから、これは可能ならばの話ですが、一部用途変更したいということで、その場合に起債でありますとか、それから入っている補助金、その辺について、何らかの措置をしないと、それは不可能だということになりますから、その辺の御相談をさせていただきたい。

あと加えて、ポンプとボイラーの話はしましたが、一定の基金を積み上げるような形でないと、安定的な経営は難しいでしょうというお話です。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

分かりました。何か分かったような分からんような感じなんですけど、これ、いこいの委員会ってどういうふうな報告をされるつもりなのか。長いこといこいの委員会は開かれていないんですが、全然話は進んでいないということですか。あれから。こちらから何かアプローチすることもないんですか。それ以上に。京都府からも多分何もないんでしょうけれども、いいんですけれども。

さっき言ったみたいに笠置町が主体性を持って京都府と話を、僕はそれは、町長が言わなかったんではちょっと弱いのかなと思うんです。やはり笠置町が、もっと明確にこうしたい、ああしたい、そうするためにはどうしたらいいかというふうに京都府と話し合うのはいいと思うんですが、これもあかん、あれもあかん、どうしよう、どうしたらいいですかみたいなのでは、何のためにいこいが笠置町の財産か分からないんで、その辺は町長が選挙で勝たはったので、町長の個人的な意見も、それは町の指針となるはずですよ。なので、もう少し明確に自信をもって京都府と話し合いなり町内での意見をまとめるなりはしてもらいたいです。これをもって僕の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 町長。今の答弁。

町長（中 淳志君） 今、いこいの運営委員会のことが少しお話が出ました。

あくまでもいこいの運営の健全化を目指すということになれば、単に6万人ほどある入込客の問題だけではなく、観光行政の根本に関わることで、どういうふうにして計画をもって笠置町に観光客を呼び込んでいくのか、笠置町内での消費増やしていくことができるのかというようなことの戦略を考えないといけません。そのあたりの話を一度、お茶の京都DMOと話をしてみたいというふうには考えております。当然、笠置町単独で観光行政やるっていったってインパクトがありませんので、近隣町村との連携ということも含め、企業人さんの提案もございますし、そうしたことも含めて近隣町村との話し合いを少し詰めた上で、こういうふうにしたいということで議会のほうにもお諮りして、議会という言い方おかしいですけども、いこいの運営委員会のほうのお話をした上で、方針をきちんと出していくという形にしたいと思います。

何分、いろいろ長いこと放置してあったので、什器の確認もこの間してきましたが、掃除の関係とかもせなあかんことがよく残っています。できるだけ早いこと、いこいについて再開できるような形での方針案を提案させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） これで、西昭夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 西 昭 夫

署名議員 向 出 健